

国土強靱化地域計画

ガイドライン

基本編（案）

令和8年3月

内閣官房国土強靱化推進室

はじめに ～地域の強靱化のさらなる推進に向けて～	3
国土強靱化基本計画を踏まえた地域計画の策定・改定の進め方	5

基本編目次

1. 地域計画の実効性向上に向けたチェックリスト	23
2. 地域計画の策定	26
2-1. 策定体制の構築	26
2-1-1. 地方公共団体内の体制整備	26
2-1-2. 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働	34
2-1-3. 国土強靱化地域計画に関する手続き	61
2-2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方	64
2-2-1. 「目指すべき将来の地域の姿」の設定	66
2-2-2. STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化	67
2-2-3. STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定	70
2-2-4. STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討	73
2-2-5. STEP4 リスクへの対応方策の検討	80
2-2-6. STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け	83
2-2-7. KPIの設定	87
3. 計画の推進	90
3-1. 推進体制の構築	91
3-2. 広報・普及啓発の実施	94

【参考】

・令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果
(調査対象団体：47都道府県、1731市区町村（令和7年6月時点で地域計画策定済みの団体（未回答の3団体を除く））)

● 地域計画の策定・改定における庁内体制の整備状況.....	31
● 地域計画の策定・改定における多様な主体との連携状況.....	55
● 地域計画の策定・改定における地方議会への手続きに関する状況.....	62
● 地域計画における独自の基本目標等の設定状況.....	69
● 地域計画における個別事業の記載状況.....	82
● 地域計画における施策等の重点化・優先順位の記載状況.....	86
● 地域計画に位置付けた取組に係るKPIの設定状況.....	88
● 地域計画や強靱化の取組に係る広報・普及啓発の実施状況.....	97

はじめに ～地域の強靱化のさらなる推進に向けて～

近年、激甚化・頻発化する自然災害の脅威にさらされる我が国において、更なる国土強靱化の取組を推進し、国民の生命・財産・暮らしを守ることは、国・地方を通じた大きな使命です。

国土強靱化基本法※の制定から10年が経過し、令和5年6月14日に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立し、継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を進めることが可能となるとともに、同年7月28日には、新たな国土強靱化基本計画が策定され、デジタル技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されました。令和7年6月6日には、第1次国土強靱化実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）が閣議決定され、様々な状況（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）の変化を踏まえながら、令和12年度までの5年間で防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進していくことを目標に、実施すべき施策等の整理が行われています。

※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

これまで、地方公共団体においても国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を通じて、着実に地域の強靱化の歩みを進めてきており、地域計画については、令和7年4月1日時点で全47都道府県で、全市区町村の99%以上に当たる1734団体で策定が完了したところです。

国土強靱化には、地域の強靱化が不可欠であることは論を俟ちません。地域計画を策定した地方公共団体においても、地域の特性や策定後に発生した自然災害の教訓を踏まえつつ、行政のみならず、地域住民・企業といった様々な関係者とも連携し、地域計画の進捗管理を行い、不断の見直しを図っていくことが重要です。

地域計画を地域の特性に応じたものへと深化させていくこと及びその内容に見直しが必要ないか継続的に確認していくことを地域計画の「内容充実」と呼び、近年の災害発生状況やそれらにより得られた教訓、社会情勢・デジタル技術の変化などをもとに自地域の特性と照らしながら地域計画を見つめ直してみると、計画の策定（又は直近の改定）時には想定し得なかったり、重要とはみなされなかったりした脆弱性や施策が改めて浮かび上がってくる可能性があります。

本ガイドラインは、これまで地方公共団体の皆様が地域計画の策定・改定を検討する際の手引書として、内閣官房国土強靱化推進室において作成・更新を行ってきた「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」と、地域計画の内容充実を図る上での検討手順等を示した「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」を一つに統合したものです。

本ガイドラインは、基本編・内容充実編・事例編・資料編に分かれています。

基本編は、地域計画を策定する際の基本的な事項について記載しています。リスクシナリオの設定、脆弱性評価及び対応方策（施策）の検討等の方法について解説するとともに、地域計画の実効性を向上させるために必要な検討や考慮が望まれる重要なポイント等を整理しています。計画策定の際に参考として頂くだけでなく、計画改定等の際に計画の基本的事項を確認等する際の活用を想定しています。

内容充実編は、計画策定済みの地方公共団体が、地域の特性・脆弱性を踏まえて必要な施策等を検討し、地域計画の内容を充実させる際の実務的な手順等について記載しています。計画改定等の際に参考として頂くことを想定しています。

事例編は、地域計画の策定検討プロセスにおける取組事例や地域計画の内容充実に参考となる事例に加え、施策・事業等の事例、大規模自然災害の発生や防災に関係する法律の改正、自然災害に係る学術的な知見など、地域計画の策定・内容充実を図る際に参考となる事例を掲載しています。地域計画の策定・内容充実の際に行う各種検討の際に参考として頂くことを想定しています。

資料編は、近年の発生災害・防災関係の動きなど、各種参考情報を掲載しています。

その他、地域計画の内容充実の検討材料となるよう、国土強靱化に関する最新のトピックスを掲載、令和7年度に地方公共団体を対象に実施した地域計画の策定・改定に関するフォローアップ調査のとりまとめ結果から得られた傾向等や地域の強靱化につながる先進事例を追加掲載しましたので、これらも参考にしながら、地域の強靱化の取組を一層進めていただきますようお願いいたします。

国土強靱化基本計画を踏まえた地域計画の策定・改定の進め方

平成30年12月の「国土強靱化基本計画」の策定から約5年を迎えるに当たり、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて計画の見直しが行われ、令和5年7月28日に新たな基本計画が閣議決定されました。

国土強靱化基本法において、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされているところ、地域計画の策定・改定等を行う視点から、新たな基本計画の各章の主なポイント等を以下に示します。

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1章では、国土強靱化の理念や基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化のほか、国土強靱化政策の展開方向として、今後国土強靱化の強化を図る上で必要な施策の柱を掲げています。

具体的には、国土強靱化基本法においても規定されている4つの基本目標を理念として設定した上で、前回の基本計画策定時からの気候変動の影響、国際紛争下のエネルギーや食料の安定供給といった社会情勢の変化を考慮しつつ、災害関連死やコロナ禍における自然災害対応といった近年の災害からの知見も踏まえて検討がなされました。そして、国土強靱化を推進する上での「展開方向」として、次の5つの施策の柱が明示されました。

- (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- (5) 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

中でも、(3)と(5)を政策の柱に加え、デジタル田園都市国家構想や新たな国土形成計画と一体として国土強靱化の取組を一層強化していくため、デジタル等新技術と地域力を最大限生かしていくこととしています。具体的な施策については、第3章において、施策分野ごとに推進方針が記載されています。

【参考】国土強靱化基本計画（令和5年7月）

● 「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【ココがポイント！】

国土強靱化地域計画は「地域における防災力の一層の強化」を推進する羅針盤

令和5年7月28日に策定された新たな国土強靱化基本計画で位置付けられた5本の施策の柱の1つが「地域における防災力の一層の強化」です。地域の特性に応じてコミュニティを強化して「地域力」を発揮し、新たな視点で地域づくりを推進していく方向性が示されました。

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日）【抄】

第1章 国土強靱化の基本的考え方

4 国土強靱化政策の展開方向

（5）地域における防災力の一層の強化

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、国土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・こども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

- 1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
- 2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
- 3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
- 4) DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調
- 5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
- 6) 高齢者・障害者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
- 7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
- 8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
- 9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
- 10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
- 11) 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組2015-2030」に基づく国際社会への貢献
- 12) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
- 13) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

○ 地域計画は地域における防災力強化の羅針盤

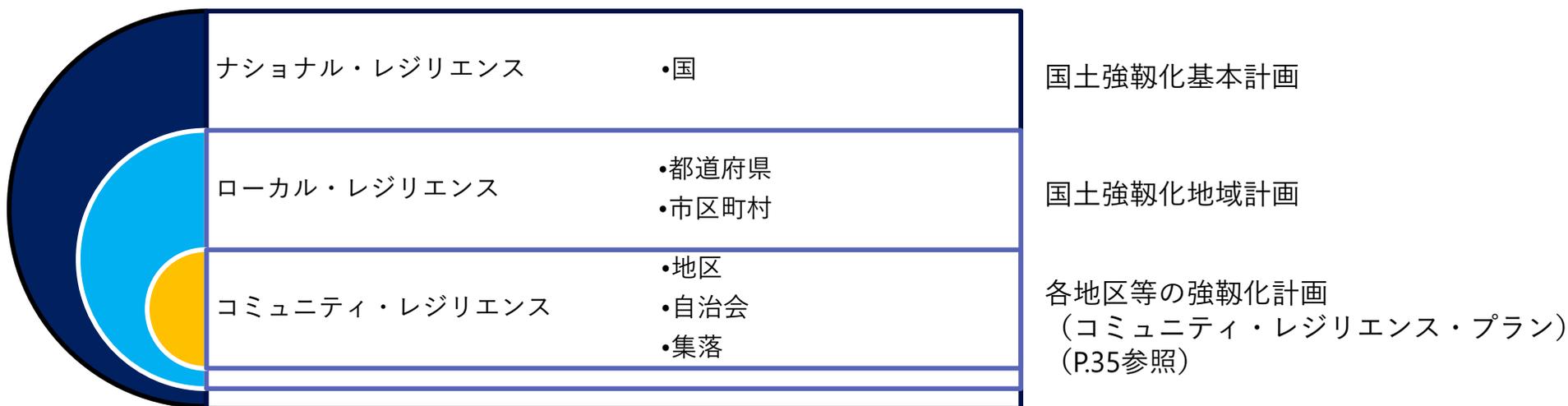
基本計画に示された13の方向性を眺めると、この「地域における防災力の一層の強化」は、国レベルのマクロな視点では捉えきれない様々な地域の特性を踏まえ、行政のみならず民間企業やNPOといった各種の組織、さらには地域住民の一人ひとりの参画を得て、きめ細やかな強靱化の取組を積み重ねることと言えます。

これを具体的に進めるためには、都道府県や市区町村といった、より住民に身近な単位で作られる国土強靱化地域計画が重要な役割を果たします。地域計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、その地域で進められる強靱化に向けたハード整備・ソフト施策といった様々な取組が位置付けられます。地域の様々な関係者が積極的に参画できる環境を作っていくためには、その地域における強靱化の全体像を提示・共有し、関係者に自身に関わる部分を認識してもらうことが重要です。そのため、地域計画は、「地域における防災力の一層の強化」を推進するための、いわば「羅針盤」と言えるでしょう。

○ 地域住民等の参画によるコミュニティ・レジリエンスが重要

災害が激甚化するなか、大規模災害から国民の命を守るためには、国や地方公共団体が取り組む災害に強い国づくり・ひとづくり（国土強靱化）をベースとして、国民が災害を自分事として自らコミュニティの強靱化（コミュニティ・レジリエンス）に取り組む社会を目指すことが重要であり、地域住民等が参画し地方公共団体と協働しながら各地区等における災害に強いまちづくり・ひとづくりを進めることが求められています。

【図1：国土強靱化の取組イメージ】



ここで、地域計画を通じて地域における防災力を一層強化し、「地域力」を発揮していくためのポイントを、「地域計画の検討段階」「地域計画の推進段階」「強靱化施策の推進段階」の3つに分けて示していきます。

1. 地域計画の検討段階・・・**みんなで作る**

多様な主体の参画を得る

地域住民や民間企業が、地域計画の策定や改定の検討段階といった早い段階から参加することで、強靱化を推進する目的や重要性を認識することができ、自らも「強靱化の一員」であるという意識を育んでいくことにつながります。検討に参画した地域住民や企業の皆さんの意識が高まることで、効果的な普及啓発にもつながることが期待されます。

【ガイドラインのココをチェック！】

〔解説を読む〕

○地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・P.34

○地域住民の声を生かした連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・P.36

○地域企業との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・P.42

〔事例を知る〕

○地域計画を検討する際の地域住民との協働やコミュニティ・レジリエンス・プラン（P.35参照）の策定事例

・地域で活動する団体との意見交換（東京都国分寺市）・・・・・・・・P.37

・地域住民によるワークショップの開催（長野県東御市）・・・・・・・・P.38

・地域住民へのアンケートの実施（山梨県大月市）・・・・・・・・P.39

・コミュニティ・レジリエンス・プランの策定（岩手県宮古市）・・・・・・・・P.41

〔データで見る〕

○地域計画の策定・改定における多様な主体との連携状況（調査結果）・・・・P.55

2. 地域計画の推進段階・・・**みんなですすめる**

地域が一体となって、推進・連携する体制を構築する

地域の強靱化への意識を維持しながら、多様な主体が積極的かつ継続的に取り組むことができる体制や仕組みを構築していくことが重要です。この体制や仕組みを通じて、地域計画の進捗管理を実施することや、適切な計画の見直しを検討することで、真の地域の強靱化へとつながります。

【ガイドラインのココをチェック！】

〔解説を読む〕

○地域住民や企業等と連携して、計画に基づく取組を実行・推進する・・・・・・・・・・P.91

○地域住民や企業等と連携して、計画に位置付けた取組の確認・評価及び見直し・改善を実施する・・・内容充実編P.15

〔事例を知る〕

○民間事業者と防災協定を締結して計画を推進（熊本県八代市、山形県山形市）・・・P.92、93

○地域計画の進捗確認や改定過程に地域住民が参画（徳島県徳島市）・・・・・・・・・・事例編P.96

3. 地域計画に基づく強靱化施策の実行段階・・・**みんなでとりくむ**

地域の力を結集し、発想から挑戦、さらに実践へ

例えば、新たな発想で地域住民一人ひとりが主体的に強靱化の担い手となって取り組んでいる事例や、地域の民間事業者と積極的にコミュニケーションを図って地域防災力の向上を図っている事例など、既に全国各地には、地域力を発揮しながら「地域における防災力の一層の強化」を進めている事例がたくさんあります。これらの事例における知恵や工夫を知ること、地域の取組を強化するためのヒントになります。

【ガイドラインのココをチェック！】

〔11の先進事例を知る〕

<地域の担い手による災害対策>

- ① 行政と市内の大学生グループの連携による地域の強靱化（石川県野々市市）・・・事例編P.196
- ② 地域の非常通信ボランティアとの連携による災害時の情報収集・伝達の取組（徳島県板野町）・・・事例編P.311

<地域の防災人材育成>

- ③ 産学官の連携を基盤とした地域の強靱化の推進（防災人材育成等）（愛知県）・・・事例編P.243
- ④ 関係機関と連携した防災士育成や防災士による地域防災力の向上（富山県高岡市）・・・事例編P.193

<企業との協働>

- ⑤ 交通事業者や大規模集客施設との連携による帰宅困難者対策の推進（千葉県柏市）・・・事例編P.160
- ⑥ 地元バイオマス発電企業との協力による災害廃棄物の活用の取組（大阪府大東市）・・・事例編P.271

<企業と連携したDX>

- ⑦ 社会インフラ事業者とのIoTやデータ連携による住民の安全な暮らしの質の向上（ライフライン情報収集・共有等の取組）（富山県富山市）・・・事例編P.190
- ⑧ 地元のドローンメーカーと連携した空撮による災害時の交通網の寸断状況把握（山梨県身延町）・・・事例編P.203
- ⑨ 産学官の連携によるIoT/自立分散型ネットワーク技術を活用した取組（徳島県美波町）・・・事例編P.303

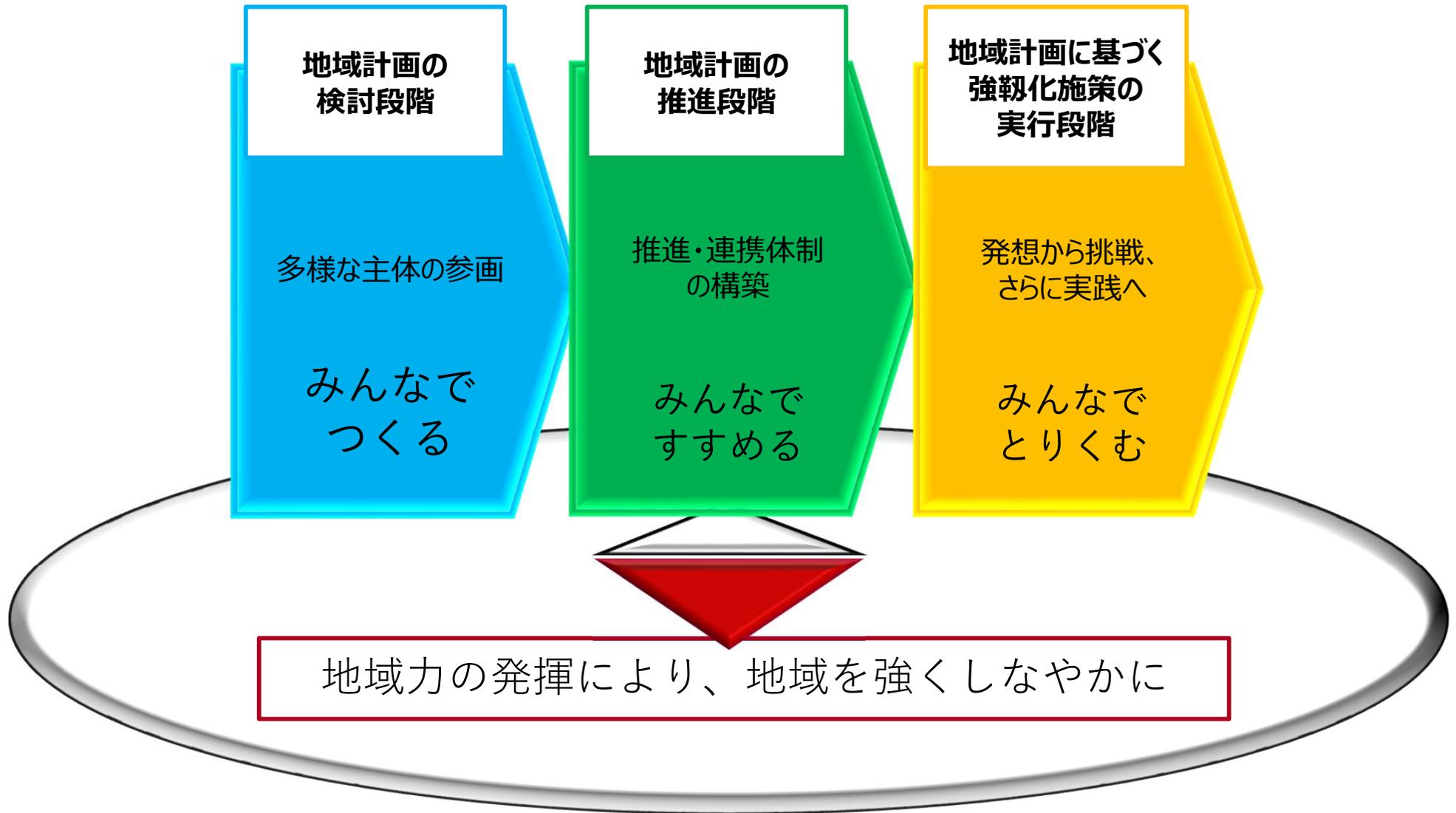
<外国籍住民とのリスクコミュニケーション>

- ⑩ 外国籍住民向け防災教育を通じた地域防災力の向上の取組（長野県伊那市）・・・事例編P.207

<要支援者避難行動の実効性向上>

- ⑪ 計画改定前に現行計画・施策の課題を抽出（地域住民、福祉関係者等の連携による要支援者避難行動の実効性向上を目指す取組）（長野県伊那市）・・・事例編P.74

【図2】 地域計画を羅針盤とした地域の強靱化イメージ



第2章 脆弱性評価

国土強靱化基本法では、基本計画の案の作成に当たり、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されており、今回の基本計画の見直しに当たっては、脆弱性評価の実施に必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の再整理が行われています。

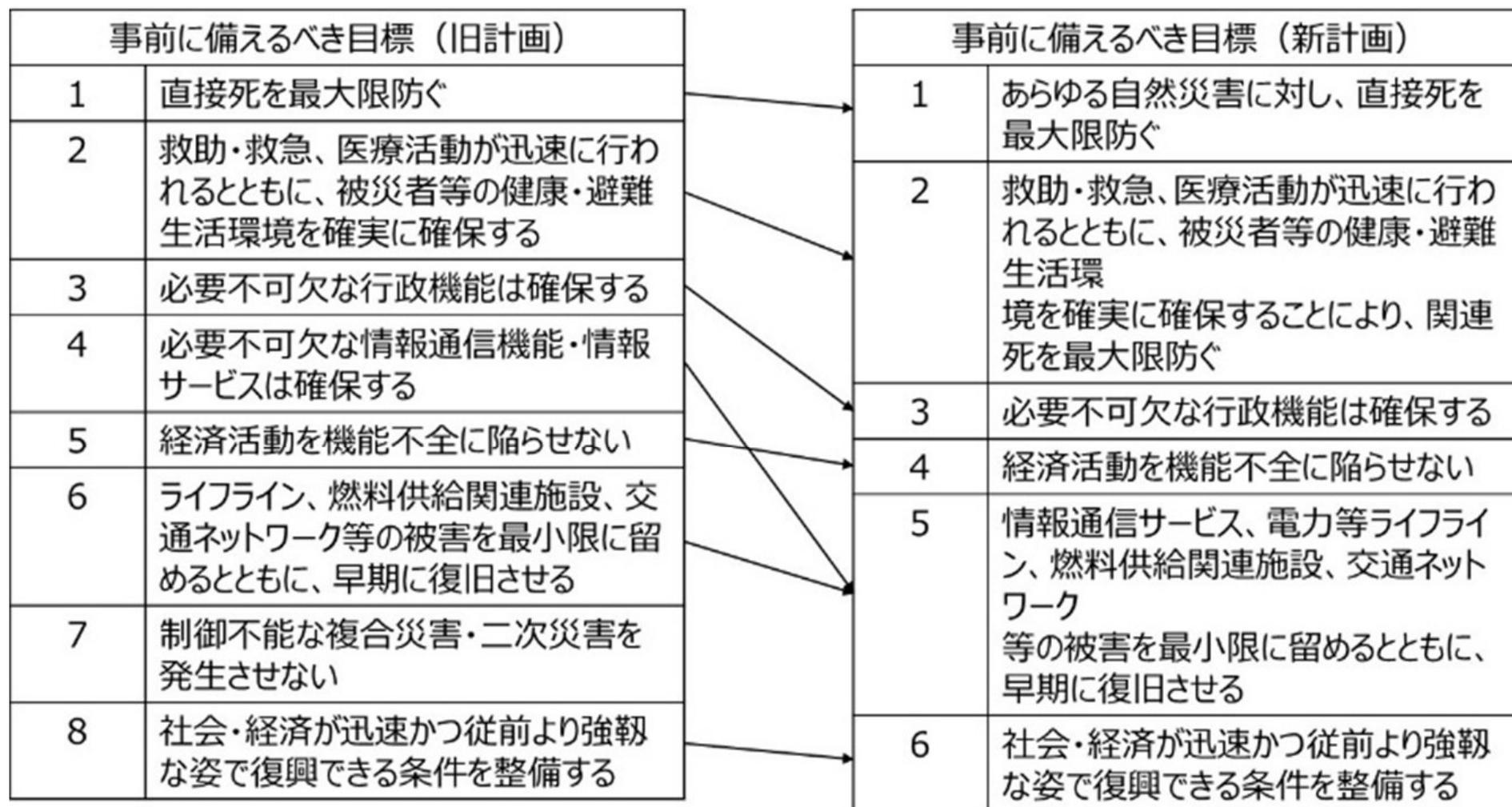
旧計画の8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」については、以下の4つの視点から検討がなされました。

- ①近年の自然災害教訓や社会情勢変化等を踏まえた、新たな観点等の追加検討
- ②対象となる個々の自然災害の明確化（関連する最悪の事態の再整理）
- ③対象となる各ライフラインの重要度・関連性を踏まえた最悪の事態の再整理
- ④脆弱性を考える上で一体・一連のものとして扱うほうが望ましい最悪の事態の統合

その結果、「事前に備えるべき目標」は6に、「起きてはならない最悪の事態」は35に、それぞれ見直されました。見直し前後の対応については、図3「事前に備えるべき目標の見直し状況」及び図4「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の見直し状況」を参照してください。

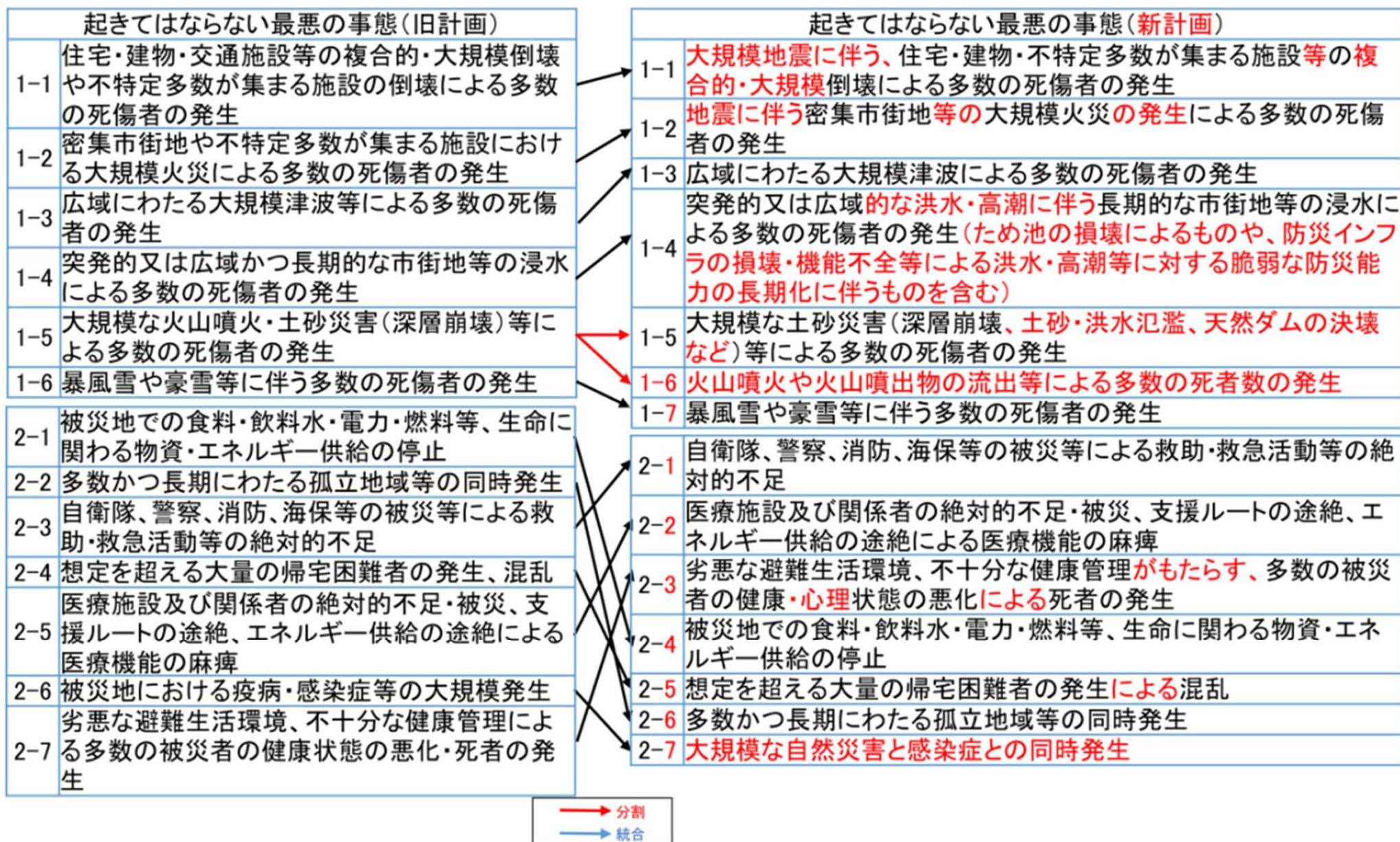
また、施策分野については、個別施策分野は従前と同じ、行政機能／警察・消防等／防災教育等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境及び土地利用（国土利用）の12ですが、横断的分野は従前のリスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、研究開発の5分野に、「デジタル活用」を加えた6分野とし、「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策の分析・整理が行われました。

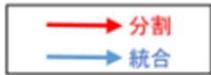
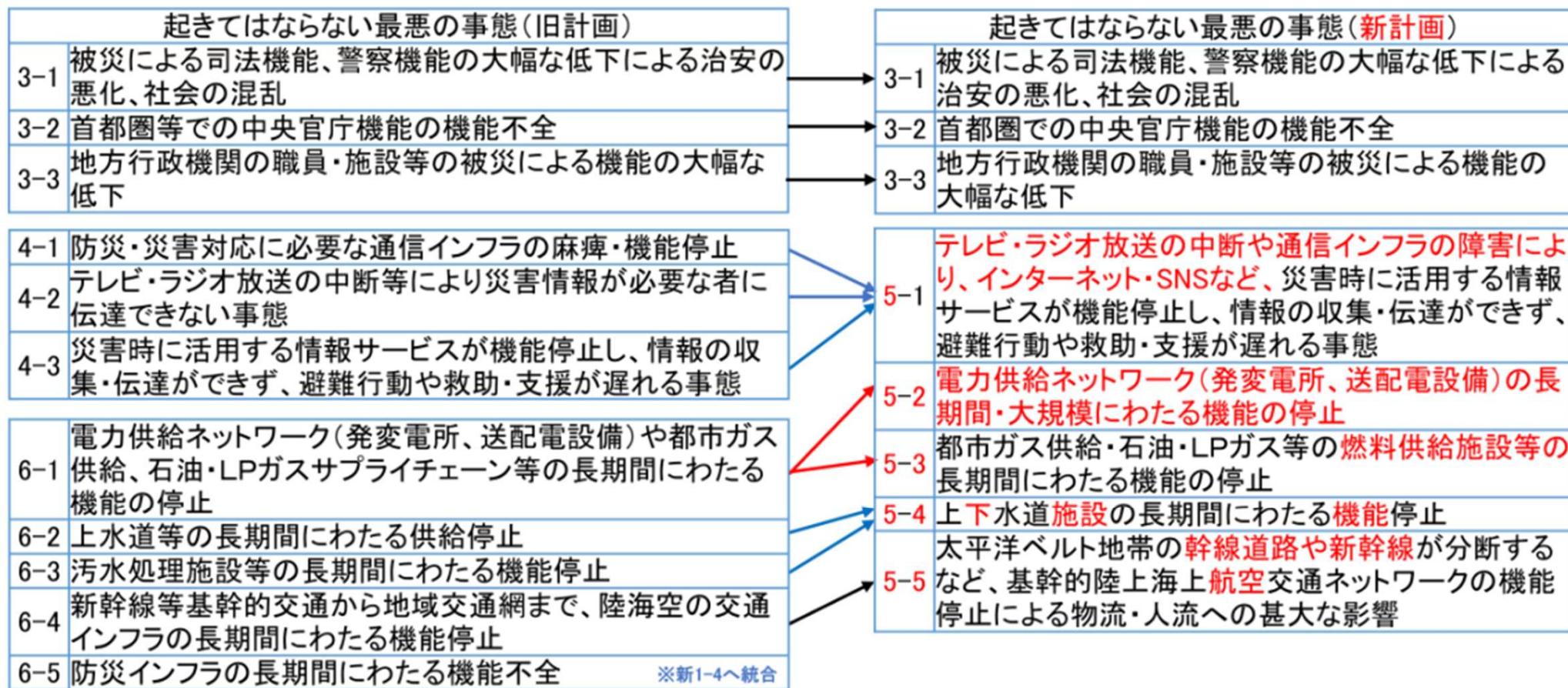
【図3：事前に備えるべき目標の見直し状況】

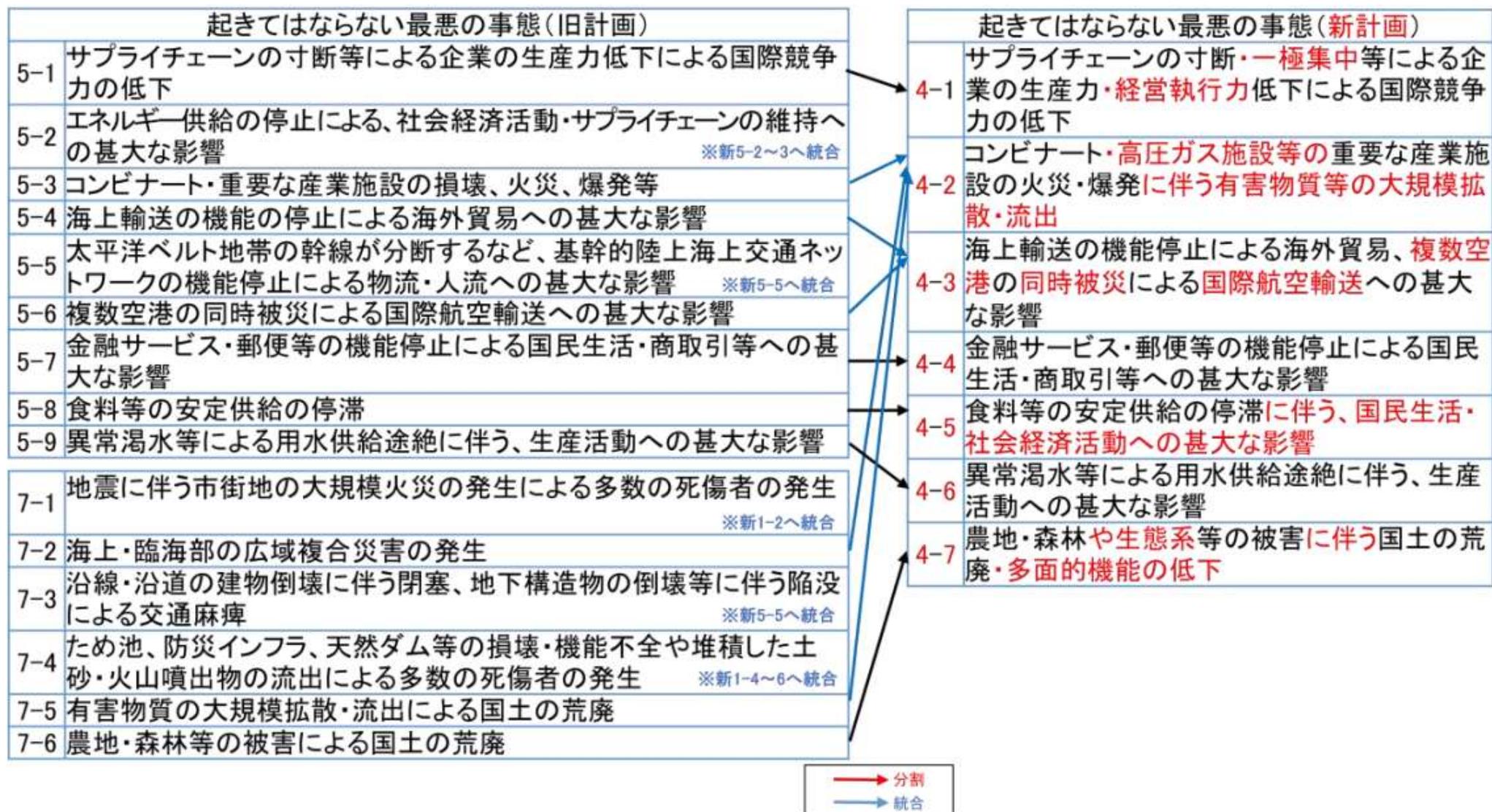


旧計画の7は新計画の1～6全てに関連

【図4：起きてはならない最悪な事態（リスクシナリオ）の見直し状況】







起きてはならない最悪の事態(旧計画)	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 <small>※新1-4へ統合</small>
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

起きてはならない最悪の事態(新計画)	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響



第3章 国土強靱化の推進方針

第3章においては、脆弱性評価を行った際に設定した12の個別施策分野と6の横断的分野の分野ごとの推進方針を取りまとめています。

各分野の主な施策の推進方針については、次頁の図を参照してください。

【図5：新たな国土強靱化基本計画各分野の主な施策の推進方針】

新たな国土強靱化基本計画 各分野の主な施策の推進方針

黒字：5か年加速化対策で実施中であり、新たな基本計画においても位置付けられるもの

青字：新たな基本計画に追加して記載するもの

下線(赤)：デジタル活用に関連するもの

<p>1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等 自治体庁舎の非常用通信設備整備、警察施設・海上保安施設等の耐災害性強化、緊急消防援助隊・消防団の充実強化、自衛隊のインフラ基盤等の強化、 <u>避難所の収容力・プライバシーの確保、女性の視点を取り入れた防災・復興体制の確立</u></p>	<p>2) 住宅・都市 住宅・建築物耐震化、密集市街地解消、地下街防災対策、上水道管路・下水道施設の地震対策、学校施設・社会福祉施設の耐震化・防災機能強化、文化財の防災対策、大規模盛土造成地・盛土等の安全性把握</p>
<p>3) 保健医療・福祉 医療施設の耐災害性強化(給水・自家発電)、医療機関の非常用通信手段の整備、 <u>新興感染症に対応可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の養成・研修の実施、</u> 船船を活用した医療提供体制の整備、<u>医療コンテナの活用・普及促進</u></p>	<p>4) エネルギー 活用可能なエネルギーの多様化・供給源の分散化(再エネ、水素、燃料電池等)、地域間のエネルギー相互融通能力強化、燃料供給インフラ(備蓄)の災害対応力強化、 <u>局所的なブラックアウトの発生リスクの低減</u></p>
<p>5) 金融 金融サービスの確実な提供(システムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保)、 <u>金融決済機能の継続性確保のための機関合同訓練の定期実施、</u> <u>預貯金口座へのマイナンバー付番、災害保険や民間の防災・減災サービスの活用強化</u></p>	<p>6) 情報通信 <u>データセンター等の地方分散によるデジタルインフラの強靱化、</u> <u>緊急通報の事業者間ローミングの実現、多様な通信手段の確保(衛星通信等)、</u> <u>防災機関間の情報共有のための総合防災情報システムの強化</u></p>
<p>7) 産業構造 サプライチェーン全体を強靱化(エネルギー供給・工業用水道・物流基盤等)、 企業等における非常用電源設備の確保、継続的な教育・訓練の促進、 <u>業種間BCPの策定、企業の本社機能の移転・分散化の促進</u></p>	<p>8) 交通・物流 道路・鉄道(<u>リニア中央新幹線・整備新幹線含む</u>)等幹線交通ネットワークの機能強化、 緊急輸送道路の無電柱化、信号機電源付加装置の整備、鉄道施設・港湾施設・ 航路標識・空港施設の耐災害性強化、<u>貨物鉄道等の円滑な物流の実現</u></p>
<p>9) 農林水産 流域治水対策(農業水利施設、田んぼダム)、ため池の防災・減災対策、 治山対策・森林整備対策、漁港防災対策、園芸産地事業継続対策、 <u>農山漁村コミュニティの活性化による地域防災力の向上</u></p>	<p>10) 国土保全 流域治水対策(河川・砂防・海岸)、<u>サイバー空間上のオープンな実証実験基盤、</u> <u>水門・樋管・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化、線状降水帯等の予測精度向上、</u> <u>ハイブリッドダムの推進、火山噴火リアルタイムハザードマップ</u></p>
<p>11) 環境 自然公園の荒廃防止対策、休廃止鉱山の鉱害防止対策、グリーンインフラの推進、 適正な鳥獣保護管理、Eco-DRR(自然生態系を活用した防災・減災)の現場実装、 <u>実効性ある災害廃棄物処理計画(仮置場のリストアップ・発災時の確実な運用)</u></p>	<p>12) 土地利用(国土利用) 土地境界等を明確にする地籍調査の推進、所有者不明土地法等に基づく対応、 都市部の地図混乱地域の地図作成、事前復興まちづくり計画の策定推進、 災害リスクの高いエリアからの移転促進</p>
<p>A) リスクコミュニケーション 防災教育・訓練・啓発等による双方向コミュニケーションの推進、 <u>防災訓練における女性参加、地区防災計画の推進、</u> <u>気象防災アドバイザー・地域防災マネージャーの全国拡充</u></p>	<p>B) 人材育成 建設・医療の担い手確保対策、<u>センシング技術を活用したスマート保安の普及、</u> 都道府県等における復旧・復興に必要な中長期派遣技術職員の確保、 <u>被災経験が少ない地方公共団体職員の技術力向上(研修、マニュアル作成)</u></p>
<p>C) 官民連携 災害対応・地域経済社会再建に必要な情報・物資の確保、 災害対応への民間企業の施設設備・組織体制の活用、 関係者間で連携したBCP策定、<u>広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実施</u></p>	<p>D) 老朽化対策 道路・鉄道・港湾・空港・工業用水道・上下水道・公園・学校・農業水利施設・漁港・ 治山治水・林道・海岸保全施設等の<u>広域的・戦略的インフラマネジメント、</u> <u>ドローン・AIを活用したリモートセンシング</u></p>
<p>E) 研究開発 先端的な情報科学を用いた地震研究、高精度な気候変動予測データ創出、 高度な検査技術、強靱化に資する構造材料・工法、 <u>国土に関わる情報(海岸線、構造物の劣化)の常時モニタリング</u></p>	<p>F) デジタル活用 <u>防災DX(防災デジタルツイン・防災デジタルプラットフォームの構築、次期総合防災情報</u> <u>システムと各府省庁等の防災情報関係システムの自動連携等)、マイナンバーカード</u> <u>を活用した避難所運営、現場でのロボット・ドローン・AI等の活用、ICT施工、遠隔監視</u></p>

第4章 計画の推進と不断の見直し

第4章では、国において、国土強靱化における効果検証のための重要業績評価指標（KPI）を記載した年次計画を策定することや、毎年度、施策の進捗状況の把握及び効果検証等を行い、推進方針を見直すというPDCAサイクルを回していくことなどが記載されており、こうした取組については、地方公共団体が地域計画の進捗管理や見直しを行うに当たっても参考となるものと考えられます。

そのほか、本章では、国と地方公共団体のみならず、地域住民や企業等の参画も得ながら、地域計画の改定に取り組み、地域を取り巻く個々の事情を丁寧に反映したきめ細かい計画としていくことの重要性や、そのために国が行うべき支援等について記述がありますので紹介いたします。

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）【抄】

第4章 計画の推進と不断の見直し

2 地域計画の策定・改定及び推進

（1）地域計画の必要性

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

また、地域が直面する大規模な自然災害等を中心として発生する災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要な責務である。

このため、これまでに多くの地方公共団体において、地方の他の計画等の指針となる地域計画が策定されてきたが、今後、都道府県による積極的な支援の下、市区町村における計画の策定・改定が促進され、他の計画等の見直し・推進等も通じて、強靱な国づくりの推進が総合的に図られる必要がある。

地域計画に基づいて地域の強靱化を図る上で、財源を含む限られた資源の中で、地域住民の生命と財産を守り、重要な機能を維持するには、当該地域の社会・経済・自然等の特性や、大規模自然災害等によりどのような事態に陥るのかといった脆弱性をできる限り具体的に分析・評価した上で、どの対策を優先し、重点化すべきかを明らかにすることが重要となる。そのためには、地方公共団体のトップのリーダーシップの下、客観的なデータ等も活用した説得力ある説明を議会、関

係地方公共団体の長、地域住民等に対して行い、地域の脆弱性や目指すべき姿等に係る認識の共有を図るとともに、地域住民等の幅広い参画を得て地域計画の策定・改定に取り組み、地域を取り巻く個々の事情を丁寧に反映したきめ細かい計画としていくことが重要である。

(2) 国における支援等

地域計画は、国家レベルでは捉えることが困難な地域特性を踏まえた計画としていく一方、本計画との調和が必要であり、また、地域計画の中で国の施策等の位置付けを検討する場合も想定されることから、地域計画の策定・改定に当たっては、地方公共団体と国が十分に連携・協力する必要がある。

このため、国は、地方公共団体において、自らの発想と創意工夫をいかした地域計画の策定・改定が円滑に図られるよう、ガイドラインの充実や、各府省庁の地方支分部局等による助言等の支援を行うとともに、地域計画の実効性を確保し、地域の強靱化が着実に進むよう、地域計画に明記された取組に対する支援の重点化等を図ることとする。

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

新規

③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる
交通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規

デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めた
官民連携強化

新規

地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

12の個別施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)

1. 地域計画の実効性向上に向けたチェックリスト

地域の強靱化を推進する上で、地域計画がその役割を最大限発揮できるよう、計画の検討や推進に当たって特に重要と考えられるポイントを、チェックリストとして以下に列挙しました。

地域計画の改定に着手される場合はもちろん、現在進めている強靱化の取組の進捗確認・評価結果を踏まえ、地域の課題を解決するための改善策等を検討される際には、ぜひこのチェックリストをご参考にしていただければと思います。各項目の詳細については、該当するガイドライン本文をご参照ください。

なお、多くの地方公共団体で既に地域計画が策定されていることを踏まえ、ここでは地域計画の改定を念頭に置いた表現としていますが、地域計画をはじめて策定される団体においても、同様に参考にしていただけるものですので、ぜひご活用ください。

チェック項目	
ポイント	
①強靱化のビジョン（目指すべき将来の地域の姿）を明確にする	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画は、地域の強靱化に関する最上位の計画であり、全ての強靱化施策は地域計画で定めた内容に従って実施されるものです。 ・ 行政、住民、企業等、地域の強靱化に関わる全ての主体が目標を共有し、連携して強靱化に取り組むためにも、地域特性を十分に反映させた強靱化全体のビジョン（目指すべき将来の地域の姿）を明確に定めることが極めて重要です。 	
本文該当頁	【P.66】 2-2-1. 「目指すべき将来の地域の姿」の設定
②発生するおそれのある災害及びそれにより生じる事態を具体的に示す	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画の検討を進める際には、まず地域で発生するおそれのあるあらゆる自然災害を想定し、どのようなリスクがあるかを明確にすることが極めて重要です。 ・ 過去に自地域で発生した災害はもちろん、全国で毎年発生している災害等も参考にして、現在想定しているリスクの中に不足しているものがないかを確認する必要があります。 ・ さらに、想定するリスクにより「どこ（地域・構造物等）で」「どのような被害が発生するのか」、「どの主体・組織で」「どのような事態に陥るのか」を明らかにすることで講ずべき対策の内容や優先順位を的確に定めることが可能となります。 	
本文該当頁	【P.70】 2-2-3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

チェック項目

ポイント

③ビジョン達成に必要な事業を具体的に洗い出す

- ・地域の強靱化を、総合的な視点で計画的に進めるためにも、ビジョン達成のために実施すべき事業をできる限り網羅的、具体的に列挙し、全体の事業量、事業費、達成に要する期間を把握しておくことが重要です。

本文該当頁

【P.80】 2-2-5. リスクへの対応方策の検討

④優先順位を明確にして、効果的に対策を進める

- ・地域の強靱化は、一朝一夕に完遂するものではなく、息の長い取組が必要となる一方で、災害はいつ襲ってくるか分かりません。
- ・1年間で取り組める内容には限りがあることから、その制約の中で最大限の効果を上げるためには、5年後、10年後、20年後などの短期的、中期的な目標を定め、優先して取り組むべき事項を明確にし、戦略的に取り組んでいくことが不可欠です。
- ・また、ハード整備により実現される5年後、10年後等の地域の絵姿を示すことにより、ハードを補完するために重点的に行うべきソフト対策も明らかとなってきます。

本文該当頁

【P.83】 2-2-6. 対応方策の重点化・優先順位付け

⑤計画の検討や推進（進捗管理）のための全庁的な体制を構築する

- ・多岐にわたる強靱化の取組を進めるためには庁内関係部局の連携・協力が不可欠であることから、計画検討時のみならず推進段階においても、全庁的な体制を構築しておくことが極めて重要です。
- ・地域計画と同様、総合計画についても全庁的な対応が必要となることから、両計画の検討、進捗管理等を同じ体制のもとで一体的に行うことにより、効率的・効果的な取組につながると考えられます。

本文該当頁

【P.26】 2-1-1. 地方公共団体内の体制整備

【P.91】 3-1. 推進体制の構築

チェック項目

ポイント

⑥住民や企業等との連携・協働を図る

- ・地域の強靱化は、ハード・ソフトの総力戦で進めていく必要がありますが、とりわけソフト施策を実効性あるものとするためには住民等の主体的な取組が不可欠です。
- ・これに加え、企業自らの強靱化はサプライチェーンに関連する周辺企業の強靱化にも直結し、さらには地域を守る担い手としての役割も期待できることから、地域の強靱化にとって企業の取組は重要です。
- ・住民や企業の主体的な参画を得るためには、アンケート等の意見聴取にとどまることなく、計画検討の初期段階から十分な意見交換等を行い、行政が「公助」として実施できることを理解、住民等に期待される役割を認識してもらいながら、連携、協働して計画の策定、推進に取り組む必要があります。

本文該当頁

【P.34】 2-1-2. 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働 1) 地域住民 2) 地域企業

⑦国・都道府県・隣接市町村等との連携・協働を図る

- ・行政の取組についても、市町村の強靱化に資する施策は、当該市町村のみならず、国や都道府県が担っているものが多くあります。
- ・また、強靱化の取組は、被害が広域に及び甚大な災害を検討対象としていることから、都道府県や隣接市町村等と緊密に連携を図りながら必要な対策を検討の上、推進を図っていく必要があります。
- ・国、都道府県の地域の強靱化に果たす役割に鑑み、市町村の地域計画検討は国（地方支分部局）、都道府県等の参画も得ながら進めていくことが重要です。

本文該当頁

【P.34】 2-1-2. 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働 3) 国・都道府県・隣接市町村等

⑧計画の見直しを適切に行う

- ・強靱化は長期的な取組ですが、その一方で、災害がいつ発生するかは予期できないことから、一年一年着実に成果を上げていくことが重要です。
- ・長期にわたる強靱化の取組を、一度で詳細に計画として定めるのは難しいことから、それまでの進捗を踏まえて数年毎に計画を見直し、最優先で取り組む事項を新たに定めていく必要があります。
- ・また、新たなリスクが認識された場合等は、速やかな見直しが必要です。

本文該当頁

内容充実編 【P.28】 5. 計画への反映（改定作業）

2. 地域計画の策定

本章では、地域計画の策定を進める上で、地域計画の実効性を向上させるために検討や考慮が望まれる重要なポイントを整理するとともに、これまでに地域計画の策定を行った地方公共団体の取組の中で、他の地方公共団体の参考となるものを紹介しています。

各地方公共団体におかれては、自地域の特性と照らし合わせ、見直すべきことがないか、ご確認をお願いします。

2-1. 策定体制の構築

国土強靱化基本法の前文においては、国土強靱化の取組を推進するため、「国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。」とされています。

このように、強靱化は行政だけで取り組むべきものではなく、地域住民や企業等の主体的な参画のもと、自助・共助・公助を総動員して取り組んでいく必要があります。

したがって、地域計画も、計画策定主体である地方公共団体が、自ら取り組む施策のみを記載するのではなく、自地域の強靱化に関わる、地域住民や企業といった様々な主体が取り組む施策を、ハード・ソフト両面にわたって幅広く位置付けていくことが重要です。

また、地域計画に強靱化施策を漏れなく位置付けて効果的に進めるためには、各施策の実施主体がそれぞれ「自分事」として高い意識を持って、連携・協働しながら分野横断的に工夫して取り組んでいくことが重要です。地域の強靱化に関わる様々な主体の意識を育むためには、地域計画の策定を検討する初期の段階から積極的かつ横断的に参画できるような環境を整備していくことも有効です。

2-1-1. 地方公共団体内の体制整備

国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、さまざまな重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする、平時からの地域づくりです。

地域計画は、「地域の強靱化」という『幅広い分野』に及ぶ施策にかかる『最上位計画』（アンブレラ計画）であることから、地方公共団体の運営に当たっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と一体的に検討・推進すると、地域計画に位置付ける各施策の実効性の向上や、作業の効率化が期待できます。この場合は、総合計画を担当している企画部局が、とりまとめ部局となり、庁内の総合調整を一元的に担うことが考えられます。

これまでに計画を策定されている地方公共団体を見ると、企画部局の他、防災担当部局や土木・まちづくり担当部局が総合調整を担っている事例が見受けられますが、いずれの場合においても、その部局が、多岐にわたる強靱化の取組に関して調整機能を果たすことができる体制を構築することが重要です。

強靱化に関係する全ての部局が、それぞれ主体的な意識を持ちつつ、総合調整を担う部局のもとで連携して検討を進めていくためにも、庁内に検討組織（組織の役割に応じ、幹部級の会議体や実務者によるプロジェクトチーム等）を設けることは有効です。また、地域の強靱化を着実に進めるために、計画策定後もこうした組織体制を維持し、計画の運用や進捗の管理を行ったり、改定を見据えて検討を行ったりすることも考えられます。

なお、計画をはじめて策定する場合はもちろん、計画改定時にも知識や経験が少ない職員がいることも考えられることから、職員を対象とした研修・スキルアップ等に取り組むことは重要です。研修会を開催する場合には、内閣官房職員の講師派遣（出前講座）を活用することも可能です。※出前講座については、資料編P.25をご覧ください。

〔参考〕策定団体の例（庁内に設置した検討のための組織）

山梨県山梨市	【とりまとめ部局】防災危機管理課
	<p>【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置 (トップ) 総務統括官 (メンバー) 課長補佐、主幹級の担当リーダー24人で構成 非常勤の防災危機管理アドバイザーを追加</p>
長野県東御市	【とりまとめ部局】総務部企画財政課
	<p>【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を設置 (トップ) 副市長 (メンバー) 総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、 教育次長、議会事務局長、市民病院事務長</p>
徳島県徳島市	【とりまとめ部局】土木部土木政策課
	<p>【庁内会議】「国土強靱化地域計画策定会議」を設置 (トップ) 市長 (メンバー) 副市長、部長級職員など19人で構成</p>

〔参考〕策定団体の例（職員の理解促進機会の創出）

- 群馬県館林市では、職員のワークショップを実施し、国土強靱化に関する市の現状や課題を整理し、それぞれの立場から率直な意見交換を行い、取り組むべき施策の方向性を議論しました。また、有識者による研修会を開催し、強靱化の意義の理解促進に努めました。

（職員ワークショップ）



（有識者による研修会）



〔参考〕策定団体の例（庁内の検討体制の強化）

- 庁内説明会等の開催
 - ・ 策定委員会開催前に複数回にわたり庁内勉強会や素案作成説明会を開催。
 - ・ 各部署の担当を集め、計画策定経緯やリスクシナリオにかかる会議を開催。
- 既存のワーキンググループの活用
 - ・ 次期総合戦略策定のため設置している庁内ワーキングチームに、新たに構成員を追加し、全庁的な推進体制を構築。
- 職員の配置
 - ・ 国土強靱化担当の管理職を配置（部長級職員、兼務）。

〔参考〕 策定団体の担当者の声

— 策定過程で生まれた庁内の交流 —

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要ですが、庁内が一つにまとまることができるか不安があったため、各部局の課長等が集まる連絡会議を発足させました。会議の事務局は政策地域部政策推進室に置き、全部で10回程度会議を開催しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組む雰囲気になりました。いつもは他部局の施策にそれほど関心を持たないのが正直なところですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定される頃には、随分他部局への理解も進んだと思います。」

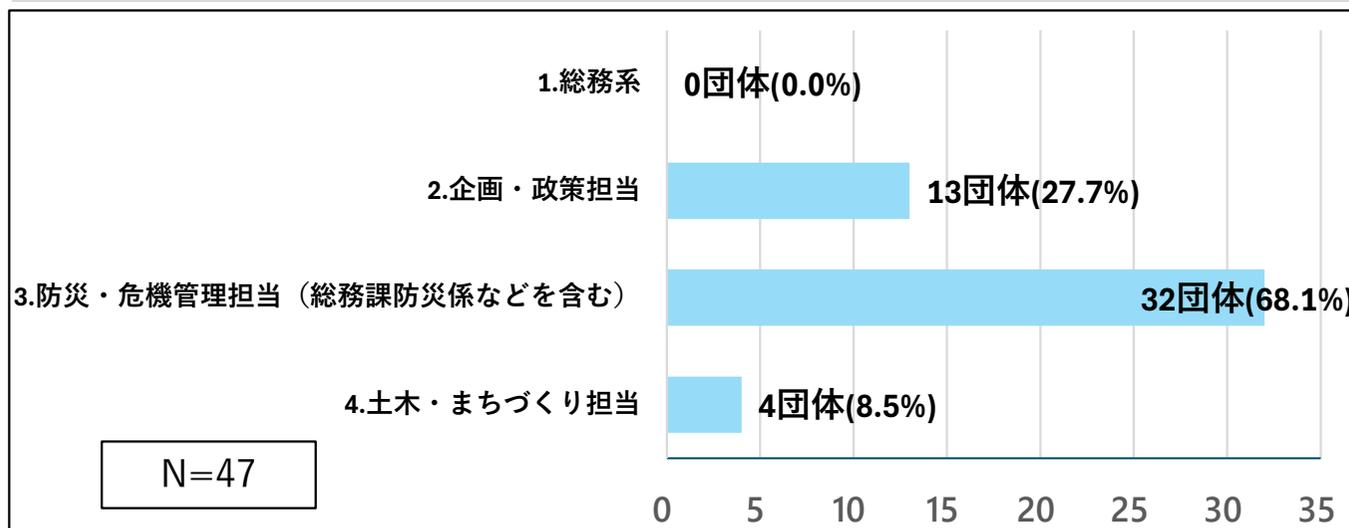
— 集まって、戻って話して意識が浸透 —

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中の会議でしたが、毎回20名ほどが集まって、強靱化という共通の目的に向けて部局を越えた話合いができたと思います。年間で5回、2か月に一度のペースで開催しました。副課長たちが、会議の内容を各部局へ持ち帰って協議し、その結果を会議に持ち寄るというサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識付けが広がったと感じます。」

【参考】地域計画の策定・改定等における庁内体制の整備状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

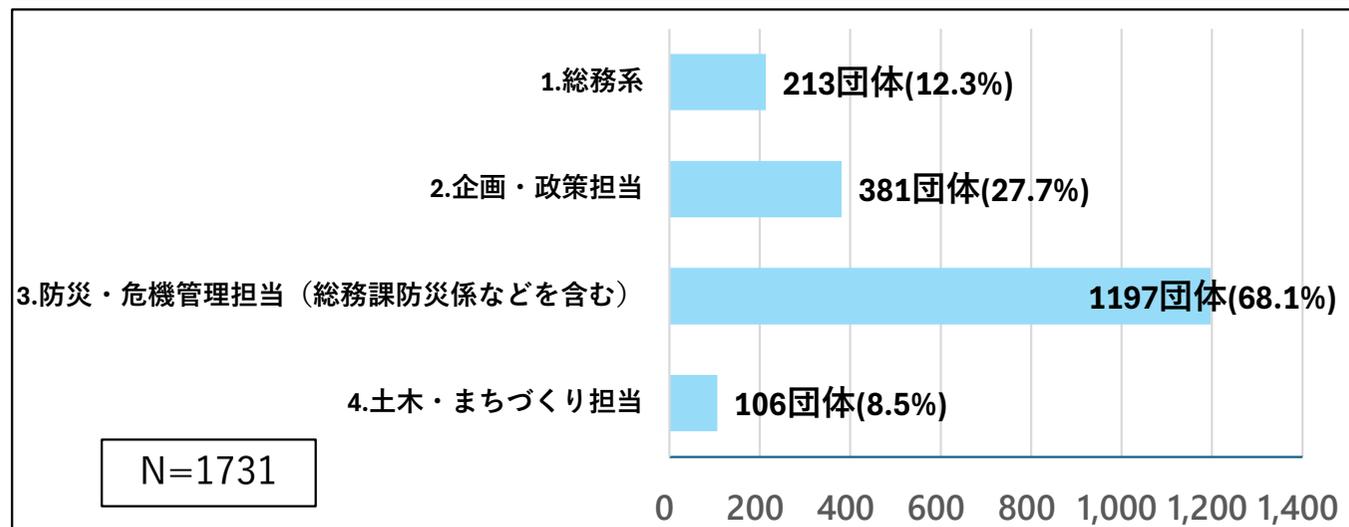
【調査対象団体：47都道府県、1,731市区町村（令和7年6月地域計画策定団体（未回答の3団体を除く））以下同じ】

《グラフ1》地域計画の策定・改定等のとりまとめ部局の状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定等の際のとりまとめ部局（課室等）の事務所掌分野
<複数選択可>

《グラフ2》地域計画の策定・改定等のとりまとめ部局の状況【市区町村】



設問：地域計画の策定・改定等の際のとりまとめ部局（課室等）の事務所掌分野
<複数選択可>

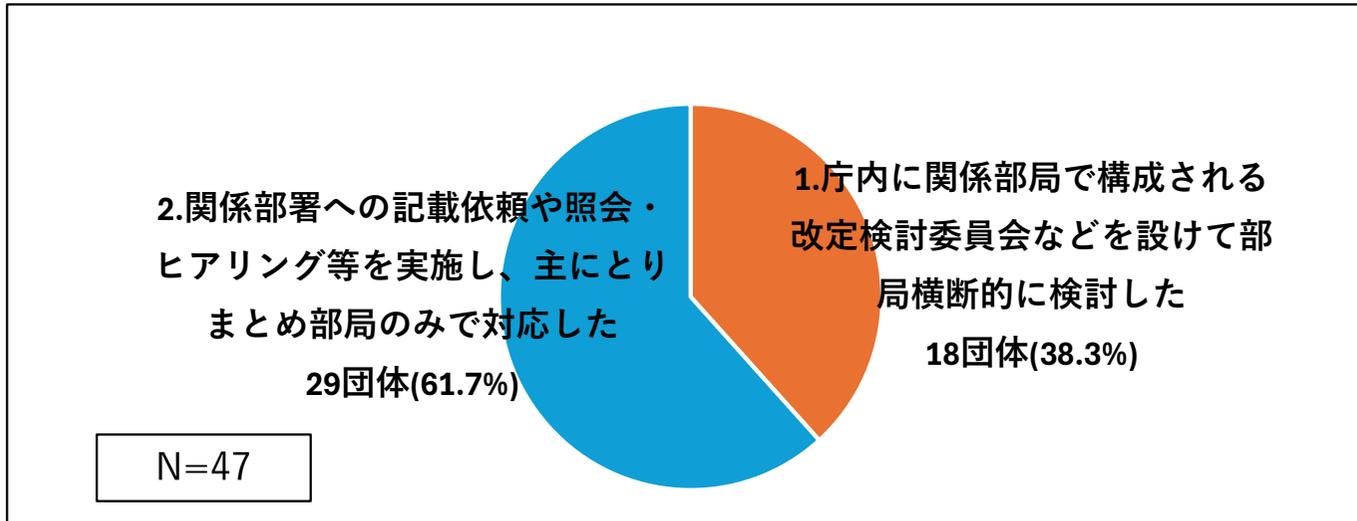
地域計画の策定・改定を行った際のとりまとめ部局の状況は、都道府県においては、《グラフ1》のとおり防災・危機管理担当がとりまとめに携わっている団体は32と最も多くなっており、次いで企画・政策担当がとりまとめに携わっている団体は13となっています。割合は低いものの、4団体では土木・まちづくり担当がとりまとめに携わっています。

また、市区町村においては、《グラフ2》のとおり防災・危機管理担当がとりまとめに携わっている団体が1197と最も多く、次いで企画・政策担当がとりまとめに携わっている団体は381となっており、都道府県と同様の傾向が見て取れます。一方、市区町村では総務系部局がとりまとめに携わっている団体が213あり、都道府県では見られない特色になっています。なお、土木・まちづくり担当がとりまとめに携わっている団体は市区町村でも106に留まり、割合としては都道府県同様に低いものになっています。

いずれにせよ、地域計画の策定・改定を円滑に進めるためには、各地方公共団体それぞれの庁内の状況を踏まえ、全庁的な推進体制を構築することができる最も適切な部局をとりまとめ部局とすることが望まれます。例えば、総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画との連携をスムーズに図るには、あるいは進捗管理を実施する際の事務負担を分散・軽減するには、といった観点を考慮しながらとりまとめ部局を決定することも考えられます。

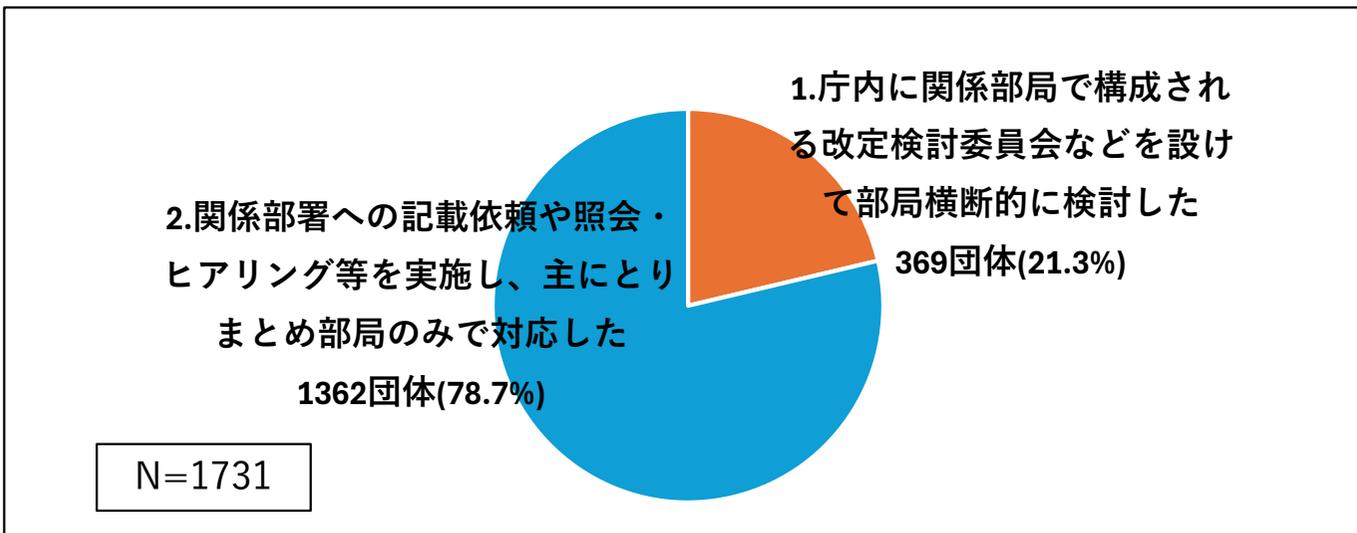
【参考】 地域計画の策定・改定等の過程での庁内の関係部局の参画状況における庁内体制の整備状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ3》 地域計画の策定・改定等の過程での庁内の関係部局の参画状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定等の過程での庁内の関係部局の参画状況

《グラフ4》 地域計画の策定・改定等の過程での庁内の関係部局の参画状況【市区町村】



設問：地域計画の策定・改定等の過程での庁内の関係部局の参画状況

地域計画の策定・改定過程における庁内関係部局の参画状況は、都道府県においては、《グラフ3》のとおり、およそ4割の団体が検討委員会等を設けて部局横断的な検討体制を構築しています。また、市区町村においては、《グラフ4》のとおり、検討委員会等を設けて部局横断的な検討体制を構築している団体はおよそ2割に留まっています。傾向として、関係する部局が多岐にわたる規模の大きな地方公共団体ほど検討委員会等を設置しているように見受けられますが、地域計画の策定・改定の段階だけでなく、計画の運用や進捗の管理を行う段階においても、全庁を挙げて地域の強靱化に取り組むことができるため、部局横断的な検討体制を構築することは有効と考えられます。

2-1-2. 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働

地域の強靱化は、行政だけで取り組むべきものではなく、地域住民や企業等の様々な主体の積極的な参画のもと、ハード・ソフトのあらゆる対策を駆使し、自助・共助・公助を総動員して取り組んでいく必要があります。また、行政が担うべき対策についても、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割分担に基づき、連携しながら実施していく必要があります。

さらに、地域計画にどれだけ効果的な対策を位置付けたとしても、それらが実際に行われないと強靱化は進みません。特に、ソフト対策については、地域住民や企業といった行政以外の様々な主体の積極的な参画が鍵となります。したがって、地域計画の実効性を発揮させるためには、計画の策定・改定を検討する初期の段階から、様々な主体と幅広く意見交換を行い、各主体の認識の共有を図りながら検討を進めていくことが重要です。

その際、新たな国土強靱化基本計画において、新たな施策の柱の一つとして位置付けられた「地域における防災力の一層の強化」において「男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進」の項目が設けられ、「地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時のBCP策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取組を進める」とされていることを踏まえて、男女共同参画の観点で検討することも重要です。

様々な主体から幅広く意見を聴く方法としては、委員会等の外部組織を設け、関係者が一堂に会して意見交換を行うことが効率的ですが、委員会に参画できる人数には限りがあることから、地区毎に地域住民との意見交換会を開催する、企業等を訪問して意見交換を行うなどにより、きめ細かく補完していくことも有効です。また、地方公共団体の運営に当たっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と地域計画を一体的に検討することにより、地域住民等の意見を効率的に得ることができると考えられます。

地域住民や企業等の積極的な参画をさらに進めるため、地域ごとに地域住民や企業、関係機関等の当事者が集まる場を設け、被害想定等をもとに当該地区のリスクを関係者間で共有した上で、当該地域の強靱化に係る課題や施策・対策等を抽出し、これらをまとめた当該地区等の強靱化に関する計画（コミュニティ・レジリエンス・プラン※）を作成することが有効です。当該計画を踏まえて地域計画の対策を充実させるとともに、各地域の個別課題や詳細な対策が記載された当該計画をもとに地域住民等が主体的に取り組を進めることで、更なる地域の強靱化が進むことが期待されます。

※コミュニティ・レジリエンス・プラン：

地域住民等が自ら主体的に考えとりまとめた地区等（コミュニティ）の強靱化に関する計画。

例えば、強靱なコミュニティを作るために必要となるひとづくり・まちづくりのために地域住民、関係機関等が実施する対策を「誰が」「いつ」「どのように」の観点からとりまとめた計画などをいう。

1) 地域住民

大規模自然災害等による犠牲者を最小限に抑えるためには、地域住民の一人ひとりが、地域のリスクを把握し、日頃からの備えや発災時の迅速・的確な行動など、自らの生命を守るための行動を知り、実行することが何よりも重要です。

地域住民の参画を得て地域計画の検討を進めることは、地方公共団体にとって、地域の課題等の的確な把握や、きめ細やかな強靱化施策の検討に活用できるだけでなく、地域住民にとっても、大規模自然災害等のリスクを「自分事」として認識することができ、地域住民一人ひとりの自助、地域住民相互の協力による共助の取組を促し、実効性を持たせるためにも有効です。

地域住民が参画する方法としては、

- ・ 外部委員会等への住民代表の参加
- ・ 町内会や公民館などの地域ごとで座談会や懇談会を開催し、地域の課題等に関する意見交換を実施
- ・ 住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域の課題を抽出するとともに、その解決に対して取り組んでいくべきことを議論
- ・ 住民や自治会等へのアンケート実施等により、住民等が感じている課題等にかかる個別調査を実施

など、様々な方法が考えられます。ワークショップやアンケートの結果をもとに外部委員会が議論することや、外部委員会の検討状況をきめ細かく住民に情報発信して意識を高めることなど、複数を組み合わせることも考えられます。地域の特性に応じて適切な方法を選択することが重要です。

なお、このような取組は、地域住民と行政との間で平常時からリスクコミュニケーションを行うことにもつながり、地域計画の実効性を高めるだけでなく、地域の防災力向上にも役立つものと考えられます。

また、住民主体で前述のコミュニティ・レジリエンス・プランを作成し、同プランに基づく取組を実施しつつ、継続的に改善を図っていくことも、地域の防災力向上に役立つものと考えられます。

〔参考〕策定団体の例（地域で活動する団体との意見交換）

- 東京都国分寺市では、市民主体による地域防災力の向上を図るため、自主的に防災活動に取り組む人材（市民防災推進委員）の育成・認定や、地区単位で活動する自主防災組織（防災まちづくり推進地区）の指定、協定の締結を行っています。地域計画の策定に当たっては、市民防災推進委員会事務局員及び防災まちづくり推進地区代表者を対象にヒアリングを実施し、市民の考え方や意見等を聞く機会を設けました。

市民団体ヒアリングの内容	<ul style="list-style-type: none">• 国が示す国土強靱化の考え方や、市の地域計画の骨子案、リスクシナリオ案の説明を実施• 地区の脆弱性や日頃からの防災上の気付き等をヒアリングシートに記載• 全体発表を行い、参加者全員で共有
参加者	<ul style="list-style-type: none">• 国分寺市民防災推進委員会事務局員、国分寺市防災まちづくり推進地区代表者（約30名）
市民団体ヒアリングの結果	<ul style="list-style-type: none">• 施策の重点化を図る上で、市民団体ヒアリングの意見をリスクシナリオごとに整理• その結果を「施策重点化の視点」の一つとして考慮

〔参考〕策定団体の例（地域住民によるワークショップ）

- 長野県東御市では、地域計画の策定に当たって住民ワークショップを実施しました。

ワークショップの目的	<ul style="list-style-type: none">・ 市民を交えてワークショップを実施することにより、災害に対する意識の向上と「起きてはならない最悪の事態及び想定される発災事例」の多様な視点からの洗い出しを実施
参加者	<ul style="list-style-type: none">・ 区長、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、地域づくり関係者（約50名）
ワークショップの結果	<ul style="list-style-type: none">・ ワークショップを踏まえ、下記の観点を追加して検討を実施<ul style="list-style-type: none">✓ 電柱類の倒壊による人的被害の発生✓ 都市ガス等の破断により発生する火災・延焼等の被害✓ 情報伝達経路の多重化の促進✓ 地域における危険箇所の点検監視体制の構築

（ワークショップの様子）



〔参考〕策定団体の例（地域住民へのアンケート）

- 山梨県大月市では、地域計画の基礎資料とするため、策定に際して住民アンケートを実施し、その結果を地域計画に掲載しています。

（アンケート票）

（資料）一般用アンケート

II 強靱な地域への方策に関することについてうかがいます。

問6 あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか。それとも危険だと感じていますか。（1つに○）

1 安全	2 ある程度安全
3 安全とも危険ともいえない	4 多少危険
5 危険	6 わからない

問7 今後起こりうる大規模自然災害として、脅威に感じる災害を2つまで選んでお答えください。（2つまでに○）

1 地震
2 富士山の噴火
3 土砂災害
4 豪雨災害※2
5 豪雪災害
6 その他（ ）
7 わからない

※2 この場合の豪雨災害とは、極めて短時間に降る集中豪雨により発生する災害とする。

問8 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われる目標を2つ選んでください。（2つに○）

1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること
5 災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
6 災害発生後であっても、生活・事業活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
7 制御不能な二次災害を発生させないこと
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

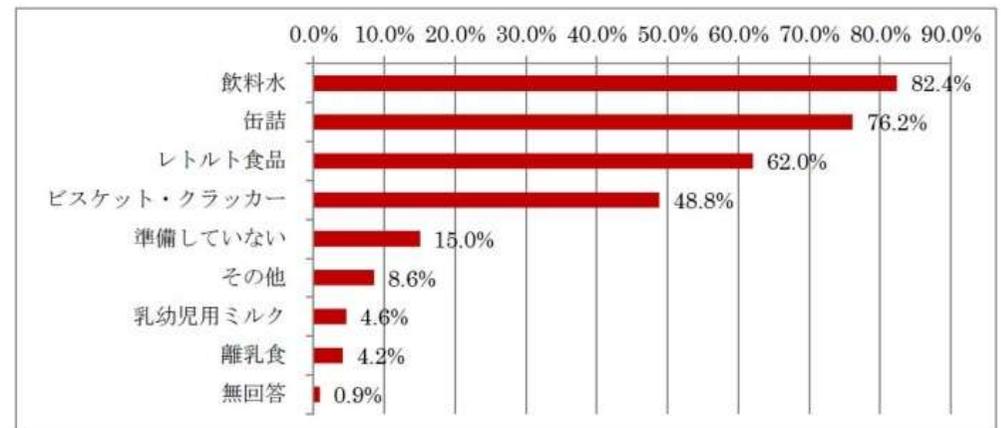
（アンケート結果）

問 大規模自然災害に事前に備えるべき優先度が高いと思われる目標 (N=862)



3 強靱な地域に関する各家庭の取り組み

問 災害に備えて、水・食料などの備蓄として準備するもの (N=1308)



（出典：大月市強靱化地域計画）

〔参考〕策定団体の担当者の声

—まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透—

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見、例えば、〇〇地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだ、などといった声が上がりました。

それらの声を地域計画の中に取り入れたので、庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。

また、ワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

各地区で立ち上げているまちづくり協議会の懇親会では、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地元の強靱化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、ともに地域の強靱化を進めていきたいですね。」

〔参考〕策定団体の例（コミュニティ・レジリエンス・プランの策定）

- 岩手県宮古市では、地域住民主体による地域防災力の向上及び地域計画の実効性向上を図るために、市内の田老、津軽石、小山田の3地区をモデル地域として選定し、各地区のコミュニティ・レジリエンス・プランの策定を推進しています。
- 当プランの策定に向けて、田老、津軽石、小山田の3地区を対象としたワークショップを開催し、地域住民の話し合いを通じて、各地区の強靱化のために必要なひとづくり（ソフト対策）・まちづくり（ハード対策）を、「誰が」「いつ（短期・中期・長期）」「どのように（課題と対策）」という観点で整理しています。当プランには、要配慮者支援を含む円滑な避難誘導のためのひとづくりや避難生活の質の向上に関する対策が含まれています。
- 田老、津軽石、小山田の3地区では、令和7年度にコミュニティ・レジリエンス・プランに基づいた活動を地域住民主体で実施（例：防災さんぽ、津波避難訓練等）し、地域の強靱化に寄与しています。

津軽石地区「コミュニティ・レジリエンス・プラン」（抜粋）

何を(命を守るためのひとづくり・まちづくり)				誰が		いつ				
目的	分類	No.	課題	対策	主体	協力	毎年	短期 3年 程度	中期 6年 程度	長期 6年 以上
円滑な避難誘導のためのひとづくり	避難訓練の実施	11	-	津軽石パーキングエリアへの自動車を利用した避難訓練	防災会		●			
		12	-	高台での炊き出し訓練	防災会		●			
		13		避難訓練を重ねる。参加率を向上させる	防災会	隣近所、地域の住民、班	●			
		14	老人で足の不自由な人の避難の手伝い 要介護者を支援する方法が具体になっていない。 避難ルートを決めるため、訓練に参加してほしい。 参加率を向上させたい	子供を対象にした催しを開催する	防災会	隣近所、地域の住民、班	●			
		15		防災グッズを配布する	防災会	隣近所、地域の住民、班	●			
		16		高台が楽しい場所になるように楽しみと組み合わせた訓練や学習会と組み合わせた訓練	防災会	隣近所、地域の住民、班	●			
		17	国道45号を北上することはできないことの周知が必要(国道浸水域)	国道45号を北上することはできないことを周知する	防災会	隣近所、地域の住民、班	●			
		18	要避難支援者を把握する必要がある	地域住民の話し合い	防災会	隣近所、地域の住民、班		●		
勉強会の実施	19	地震・津波に関して意識啓発できるような情報が地区の住民に必要。	楽しみと組み合わせた訓練や学習会	防災会	宮古市	●				
	20	災害に関する勉強会を自主防災組織として開催しても、参加率が低い。	危険箇所や浸水域等の学習会。周知する	防災会	宮古市	●				
避難生活の質の向上	災害用備蓄の確保	21	備蓄倉庫が津波災害警戒区域内にあるため、浸水域外に移転する必要がある。	備蓄倉庫の設置場所の検討	宮古市(道路管理者)				●	
		22	避難場所に、雨風をしのぐテントや暖がとれるもの、公的支援が入るまでの食料の備えをし得て居おく必要がある。	館山、久保田山、駒形、パーキング入口付近など備蓄倉庫の中にテント等の備品を入れておく	防災会		●			
		23	小中学校が統廃合しても、避難所・避難場所としての建物が減らないようにしてほしい	市全体の小中学校の配置計画の検討を踏まえた津軽石地区で活用する避難所の検討	宮古市(危機管理課)	防災会			●	
被害を軽減させるためのまちづくり	河川改修等の治水対策	24	地区を流れる津軽石川は、川幅が狭く浅く、雑木等も多く、水害による災害が予想される。川を掘り下げることがある。	河床掘削 河道拡幅 木の伐採	岩手県(河川課)				●	
		25	三陸道の側道(斜面)の法面の修繕、整備、舗装	三陸道の側道(斜面)の法面の修繕、整備、舗装	三陸国道事務所				●	

2) 地域企業

地域で経済活動を行う企業は、地域が持続的に発展していく上で不可欠な存在であることはいうまでもなく、仮に甚大な被災等を契機に、他地域に移転してしまうような事態が生じた場合、地域に大きな影響を及ぼすことも考えられます。

また、企業にとっては、大規模な災害が発生した場合にも事業が継続でき、仮に被災した場合であっても被害を最小限に抑えて速やかに事業を元通りに再開させられることが重要です。

そのためには、企業自らの強靱化対策が重要であることはいうまでもありませんが、ライフラインの途絶や、サプライチェーンを分断する道路・港湾などのインフラ施設の機能喪失は企業の活動レベルを大幅に低下させることから、それらが地域に及ぼす影響の大きさも考慮して、行政としても強靱化の取組を進めていく必要があります。

一方で、一時的な避難場所の確保や災害時の物資供給など、地域防災の担い手として企業に期待される役割は大きく、地域の強靱化を進めていく上で、企業の積極的な協力を得ることは有効です。

これらのことから、地域計画の検討を行う際、地域の企業と十分な意見交換を行うことは重要です。これまでも、地域計画策定時の外部委員会に商工会議所や商工会などから委員が参画している事例が見受けられますが、これにとどまらず、必要に応じて、企業への個別訪問等による意見交換を行うことも有効です。

このように、企業との意見交換を進めることは、企業（特に中小企業）において必ずしも強靱化の認知度が高いとは言えない現状において、企業に強靱化を浸透させ、民間発信の取組を促すことにもつながります。

〔参考〕策定団体の担当者の声

—民間にも強靱化の動き—

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体でも『自分たちは何ができるか？』と考える動きが生まれてきました。例えば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

3) 国・都道府県・市区町村等

前述のとおり、地域の強靱化は行政のみならず地域住民や企業といった様々な主体の協働により進めていく必要がありますが、行政に限ってみても、市区町村域における強靱化の取組主体は当該市区町村だけではなく、例えば、他地域と結ぶ緊急輸送道路など広域的・基幹的な防災機能を果たすインフラ施設の整備・管理のように、国や都道府県が担うものが多くあります。

したがって、市区町村が時地域の強靱化を計画的・効率的に進めていくためには、国（地方支分部局を含む。）や都道府県との緊密な連携が不可欠です。国や都道府県の担当者が市区町村における地域計画の検討に参画することにより、市区町村の課題や目標、それを実現するために最優先で取り組むべき対策の必要性・重要性等にかかる認識が各機関で共有されることから、強靱化の取組が円滑に進むことが期待できます。

また、強靱化の取組において検討対象とする「起きてはならない最悪の事態」を発生させる災害は被害が広域に及ぶものが多いことから、このような災害に対しては、それぞれの市区町村のみではなく、都道府県や隣接する市区町村と緊密に連携を図りながら検討し、対策を講じていく必要があります。

このため、都道府県が地域計画改定の検討を行うに当たっては、管内の市区町村との意見交換を十分に行うとともに、改定を行った際には計画に定めた内容や考え方を市区町村に丁寧に説明すること等により、都道府県・市区町村の両計画が一体性を持ったものとするのが望まれます。

さらには、これまでの地域間の連携関係を踏まえ、広域的に被害を及ぼす災害に対して一体的に備えることの有効性・重要性や、職員数が限られる地方公共団体の負担を軽減するという観点から、近接する複数の市区町村が合同で地域計画を策定する、あるいはリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の検討等の一部作業を共同で行うことも有効です。

これらに加え、地域の強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等さまざまな重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであることから、指定公共機関等のそれらに関係する機関（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）の幅広い参画・協力を得て検討を進めていくと、地域計画の実効性が高まると考えられます。

〔参考〕策定団体の例（複数市町を包括する計画を合同で策定）

● 有珠山周辺地域 1 市 3 町

伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町が合同で「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定（令和 2 年 3 月）。

①合同策定に至った背景・経緯

洞爺湖町、伊達市、豊浦町、壮瞥町には、おおよそ 20 年から 30 年の周期で噴火を繰り返す有珠山の噴火災害をはじめ、地震や津波、豪雨による洪水、土砂災害といった自然災害リスクが存在している。有珠山が噴火した場合には周辺市町のみならず影響が非常に広範囲に及び、一つの自治体で対策にあたることは非常に困難であることから、有珠山周辺市町及び防災関係機関等で構成する有珠山火山防災協議会において平素から防災・減災対策に取り組んでいる。

有珠山周辺地域は、温暖な気候を活かした農畜産業や火力発電所・大規模なメガソーラーなど食料とエネルギーの供給地であり、北海道ひいては国の強靱化に大きく資するポテンシャルを有している一方で、人口減少や高齢化、安心安全な生活と地域活性化に不可欠なインフラ整備が十分進んでいないなど課題を抱えている。

上記のとおり、地理的な面において共通する自然災害リスクや行政課題を有していることを踏まえ、平素からの連携の枠組みを活用して有珠山周辺地域全体の強靱化へとつなげるため、北海道強靱化計画と調和した「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定した。

②合同策定の手順

策定体制

有珠山周辺地域国土強靱化地域計画に係る検討会議

構成 → 洞爺湖町【事務局】・伊達市・豊浦町・壮瞥町

リスクシナリオの設定

北海道全体の自然災害を網羅した道計画のリスクシナリオを活用し、各市町が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（砂防設備等の整備など）を設定し、該当する市町について、白丸で表記した。

KPIの設定

各市町毎に施策プログラム（付属資料）を作成し個別施策の目標値を設定した。

③合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【共同で取り組むべき事業の明確化】

有珠山火山避難計画の策定、コミュニティFM活用事業、洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業など、1市3町が共同で取り組むべき事業を整理することで、一体的な事業推進が期待できる。

【さらなる連携の強化】

有珠山噴火災害をはじめとする自然災害のリスクや人口減少・少子高齢化などの行政課題克服のための施策推進にあたり有珠山周辺地域市町間はもちろんのこと、国・北海道との連携強化が期待される。

(令和2年 防災訓練の様子)



〔参考〕策定団体の例（複数市町村を包括する計画を合同で策定）

● 八戸圏域連携中枢都市圏

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町が合同で「八戸圏域 8 市町村国土強靱化地域計画」を策定（平成31年 3 月）。

① 合同策定に至った背景・経緯

八戸圏域 8 市町村は、気候・風土を共有し、藩政時代から一体的なまとまりがある地域として歴史を刻み、通勤・通学や買い物、医療といったあらゆる面で結びつきがある。また、ごみ処理やし尿処理、消防や水道などさまざまな事務を共同で行ってきた。このような歴史的・日常的な結びつきを背景に、平成21年に定住自立圏、平成29年には連携中枢都市圏に移行し、その中で、危険空き家対策や福祉避難所の相互利用、ドクターカーなど、防災・災害対策に関わる取組を行ってきた。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、圏域においても地理的なつながりから津波や洪水といった共通のリスクがあるため、8 市町村がさらなる連携のもと災害対策に取り組むことが安全・安心な圏域の実現につながるという共通認識から合同策定に至った。



② 合同策定の手順

策定体制

専門的見地からの意見等を聴取するため、外部有識者により構成される「検討会議（有識者）」を設置し、計画内容の検討を実施した。また、市町村担当課長会議を設け、市町村間の調整・連携を図った。各市町村の内部では、庁内策定会議を設置するなどして庁内での検討が進められた。

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各市町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（住宅の耐震化など）を設定し、該当する市町村について、白丸で表記した。

「連携項目」の設定

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している10項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

③独自の取組

「連携項目」の設定

圏域全体の国土強靱化の推進に向け、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している10項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

「協定に基づいて実施している取組」の設定

八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定に基づき、大規模災害時における各市町村の相互応援体制の連携及び強化を図るため、支援要請の手順や情報伝達機器の使用方法等を確認する訓練実施を明記した。

「今後検討していく連携項目」の設定

近年の頻発化・激甚化する災害に対しては、これまで以上に広域連携で取り組んでいくことが有効であるという認識とともに、今後も各市町村において予算や人的な制約が強まっていくことが予想されている中で、類似事業の共同化や資源の相互補完等により効率化を図るという観点から、新たに「今後検討していく連携項目」として、12項目を設定した。これらは、計画策定後に8市町村で検討していくこととした。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 避難体制の検証・強化 | 7. 防災拠点の整備 |
| 2. 住民向け防災研修会の開催 | 8. 消防団員の確保に向けた広報・周知 |
| 3. 外国人のための防災教室の開催 | 9. 自主防災組織情報交換会の実施 |
| 4. 合同防災訓練の実施 | 10. 住民等への情報伝達手段の研究 |
| 5. 防災教育の推進 | 11. 防災関係職員合同研修会の開催 |
| 6. 集落の孤立防止対策 | 12. 防災関連マニュアルの共有 |

④合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【事務の軽減】

有識者会議の運営や市町村間の調整等を担った八戸市での事務負担増はあったが、それ以外の市町村では単独で策定するよりも事務の軽減が図られた。

【広域の視点で捉えることによる防災力の向上】

例えば、想定最大規模の洪水浸水想定区域について、単独の市町村で避難場所を確保できない場合には、8市町村で広域避難の検討を行うことも予定されており、広域の視点で捉えることによる防災力の向上につながる。

【顔の見える関係の強化】

計画を策定する過程及び今後12の連携項目を具体化していくに当たり、8市町村で何度も協議する機会を通じて顔の見える関係強化につながる。実際、令和元年東日本台風の際、岩手県の久慈市や普代村に対し、「大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定」に基づく物資支援を実施した際、八戸圏域8市町村の対応の取りまとめに当たっても、平成30年度中の計画策定の過程で培われた顔の見える関係により、スムーズに役割分担が図られた。

【各市町村のノウハウ共有による災害対応力の向上】

例えば、12の連携項目の1つである「防災関連マニュアルの共有」について、それぞれの市町村が作成している避難指示等の発令マニュアルを共有し、どのようなタイミングで避難指示等を発令すればよいのかといったノウハウを共有することで、各市町村の災害対応力の向上につながる。

【安全・安心な圏域への貢献】

計画に記載した12の連携項目の具体化と、その過程で培われた信頼関係、それぞれの市町村が持っているノウハウが共有されることで「安全・安心な圏域への貢献」につながる。

庁内における変化、効果

【強靱化に向けた役割分担の明確化及び方向性の共有】

計画策定の過程でそれぞれの課の役割分担が明確化されたことや、脆弱性評価及び対応方策の検討を庁内部局が横断的に実施したことで、現状の課題や今後の方向性を共有することができた。

〔参考〕策定団体の例（複数町村を包括する計画を合同で策定）

● 鳥取県西部7町村

鳥取県日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町が合同で「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を策定（平成30年3月）。

① 合同策定に至った背景・経緯

西部7町村では、避難計画の共有や避難所設置訓練の合同実施等を通じて、防災担当者の連携が強く、防災・減災対策における広域連携の有効性について理解があった。また、平成12年の鳥取県西部地震を経験し、ライフラインや施設等を相互に補完しながら災害対応に当たった教訓が現在まで共有されていた。さらに、防災面以外でも、広域事務等において日常より連携があった。

こういった土壌を踏まえ、地域計画の合同策定にかかる県からの提案に対し、防災担当者会議及び副町長会での合意を得て、策定を行った。

②合同策定の手順

策定体制

テーマ（保健・医療分野、国土・交通分野、行政、住宅、産業）ごとに各町村の担当課長級が参加するWGにおいて協議した。協議事項は、WG後に各町村に持ち帰り、それぞれの庁内で検討した。

脆弱性評価の実施

県が実施した脆弱性評価結果を援用し、各町村で実施した。

KPIの設定

県計画で設定している227の指標で、町村で該当するものを県が抽出しの上WGで町村に提供し、各町村はそれぞれの実態に応じ、これ以外のKPIも独自に設定した。また、県は保有データの提供を行った。

③合同策定による変化・効果（県及び町村担当者の意見）

他の行政機関との関係における変化・効果

- 県の指導のもと、策定段階から近隣の町村と情報共有を行ったことで、連携・情報共有体制が強固になり、策定後も継続している。
- 他町村と横並びで脆弱性評価を行うことで、より客観的な評価が可能となった。
- タイムラインの共有や避難所運営訓練の合同実施など、連携可能な施策がより効果的に行われるようになった。
- 関係機関との長期的な連携、目標共有について今後の取組のきっかけとなった。

庁内における変化、効果

- 脆弱性を数値化することにより全部局での横断的な取組の促進ができた。
- 各課で目標が明確化し、意識醸成のきっかけとなった。
- これまで耐震化診断等は行えていなかったが、計画策定により必要性の認識ができたことで、優先的に着手しようということになった。
- 計画策定を行ったことで、予算要求がしやすくなった。

なお、鳥取県内では、この他に、東部の4町村（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）、中部の4町村（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）でも、それぞれ合同で「鳥取県東部4町国土強靱化地域計画」、「鳥取県中部4町国土強靱化地域計画」が策定されている。

〔参考〕策定団体の例（複数町が計画策定作業を協力して実施）

● 北海道檜山振興局管内 7 町

北海道檜山振興局管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の 7 町が共同で策定作業に取り組み、7 町それぞれで国土強靱化地域計画を策定（平成30年10月 1 日に全町で同日施行）

①共同策定に至った背景・経緯

檜山管内 7 町は、1993 年（平成 5 年）に北海道南西沖地震を経験した地域として自然災害への意識が高く、近年、多発するゲリラ豪雨による土砂災害や台風・地震による被害の発生に加え、国・道による国土強靱化に向けた取組を機に地域計画の策定を検討することとなった。

地域計画の策定は、基本理念を町の施策に反映し、実施することで国土強靱化の取組が推進され、人命の保護など基本目標を達成する上で効果的と判断。また、国の基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図るとともに隣接する各町との地域計画とも相互に調整を図ることが地域の強靱化に必要と考え、檜山地域として統一的な計画とすべく管内 7 町で検討することとなった。

（上ノ国町内の夷王山上空から写真）



（江差町内のいにしえ街道の町並み）



②共同策定の手順

【北海道（振興局）が共通の課題・取組内容を提案】

北海道強靱化計画のうち檜山管内にも該当する部分を抽出し、共通の課題・取組内容を提案した。

【地域計画の構成】

地域計画の構成については、管内7町に共通の、一体的に取り組む必要がある項目（共通項目）と各町独自施策を柔軟、効果的に実施するための項目（独自項目）で構成することとした。

また、地域計画の推進管理が効率的・効果的に行えるよう、町総合計画との一体化も視野に入れ策定することとした。

【リスクシナリオ等の選定】

北海道強靱化計画におけるリスクシナリオ等を活用し、檜山地域の実情に応じた内容により推進方針、脆弱性評価の考え方、リスクシナリオ等を抽出、各町にあてはまる項目を選定した。

【KPIの設定】

北海道強靱化計画における指標を参考に、町総合計画において定められている指標及び各個別計画における指標により各町それぞれの実態に応じ設定した。

③共同策定による変化・効果

【他の行政機関との関係における変化・効果】

- 北海道（振興局）の調整により、策定段階から管内各町と情報共有、議論を行ったことで、国土強靱化の取組はもとより、地域振興、地域課題への連携、情報共有体制が強まった。
- 檜山地域以外の自治体との協力の必要性について、日本、北海道全体としての必要性を考慮することができるようになった。

【庁内における変化、効果】

- 各リスクシナリオに対応する施策を抽出することにより、あらゆる分野（福祉・教育など）から最悪の事態を回避するための対策を検討する意識の醸成が出来た。
- また、最悪の事態を回避するため、各部署間の連携、協力体制強化のきっかけとなった。

4) 有識者

地域計画の内容のさらなる充実を図るため、1)～3)で示した様々な主体に加え、専門的な知見を有する有識者から助言を得ることも重要です。

有識者の専門分野としては、防災・減災、国土強靱化の他、まちづくり、リスクコミュニケーション(※)、地方自治などが考えられますが、これらにかかわらず、自地域において強靱化の取組を進める際に課題となる事柄を踏まえ、その分野の有識者に助言をお願いすることも考えられます。

※リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

有識者の助言を得る方法は、個別に意見を聴取する方法のほか、地域計画の策定に当たって設置する外部委員会の委員として参画を得る方法も考えられます。地域の特性に応じて適切な方法を選択することが重要です。

また、地域計画の策定・改定時に関与を受けた有識者と、計画の運用や進捗の管理を行う段階においても関係を継続することで、計画をより効果的に推進するための助言や、次回の計画改定時に現計画の運用状況を踏まえたさらなる計画の充実・深化を図るための助言を得ることが期待できます。

〔参考〕策定団体の例（学識経験者を含む多様な主体の参画）

連携の方法	参画する主体
外部有識者会議の設置	学識経験者
総合計画と併せて総合計画審議会での検討を実施	国・都道府県の関係機関、周辺市町村、警察、消防、自衛隊 民間事業者（ライフライン（鉄道・情報通信・電力・ガス等）
意見交換会・ワークショップの開催	マスコミ（報道事業者・新聞社）等
市町村防災会議での意見聴取	地域の関係団体（医師会、自治会連合会、農業協同組合、商工会、 校長会、婦人会、消防団等）
書面（パブリックコメント等）による意見聴取	地域住民 等

〔参考〕策定団体の例（有識者等が参画した会議の開催）

- 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」の設置に加え、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。

座長	山梨大学大学院 教授
委員	明治大学 危機管理研究センター 特任教授 山梨市消防団 団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房 国土強靱化推進室 企画官 山梨県 峡東建設事務所 所長

- 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を聴取しました。

	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

- 八戸圏域8市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）は、学識経験を有する方等から幅広く意見を聴取するために、八戸圏域8市町村国土強靱化地域計画検討会議を設置しました。

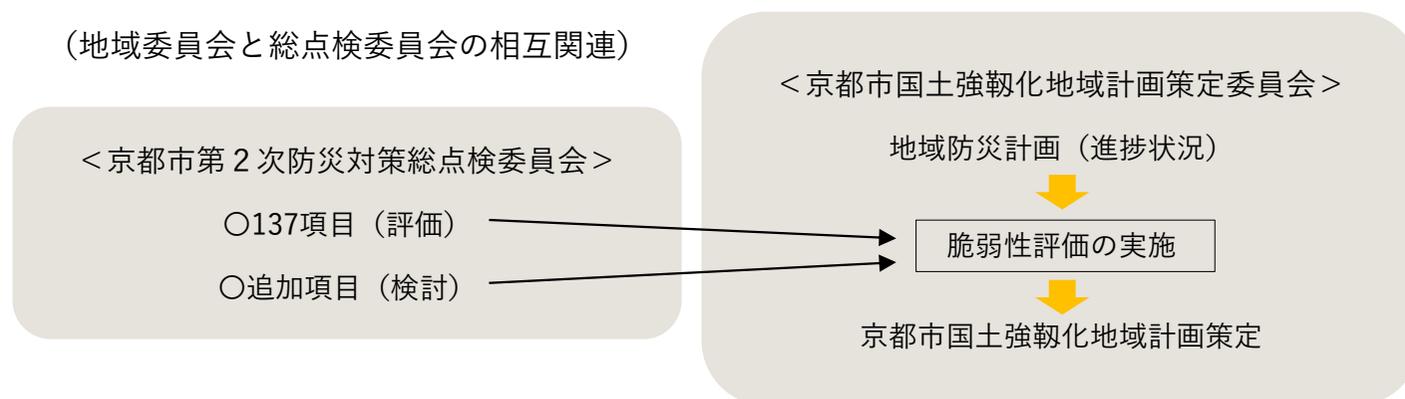
座長	八戸工業大学 教授
メンバー	八戸学院大学地域連携研究センター 准教授 独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校 教授 東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長 青森県危機管理局 防災危機管理課 課長

地域計画策定と防災対策の総点検を同一委員で同時開催

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の弱点を洗い出した上で、より一層の防災対策の充実強化を図るため、平成23年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、同委員会から受けた137項目について取組を進めた。
- 平成29年度には、法令改正への対応や熊本地震等から見えてきた新たな課題への対応が必要となったことから、「京都市第2次防災対策総点検委員会」（以下「総点検委員会」）を設置し、137項目の進捗評価と新たな課題への対応等の検討を行った。
- また、地域計画を策定するに当たり、平成29年度に「京都市国土強靱化地域計画策定委員会」（以下「地域委員会」）を設置して検討した際、総点検委員会と同一委員で同時開催の形で行った。
- 第2次防災対策総点検の実施と地域計画を同時に行ったことで、災害に強いまちづくりの実現に向けた取組のより一層の推進を図ることができた。

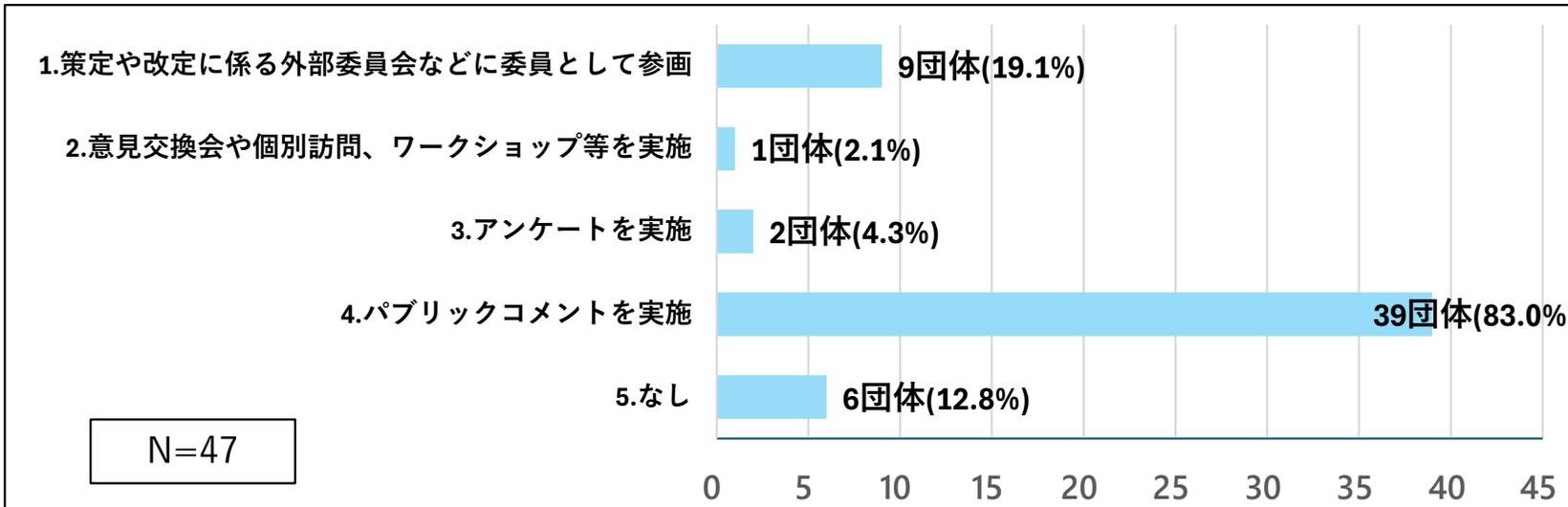
地域防災計画と連動した脆弱性評価を実施

- 地域計画策定に当たり上記のとおり2つの委員会を同一委員で構成することで、地域防災計画の項目と照らし合わせる事が容易となり、効率的に脆弱性評価を行った。
- これにより、地域計画は、防災計画や第2次防災対策総点検等の本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として明確に位置付けられるようになった。



【参考】 地域計画の策定・改定等における多様な主体との連携状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

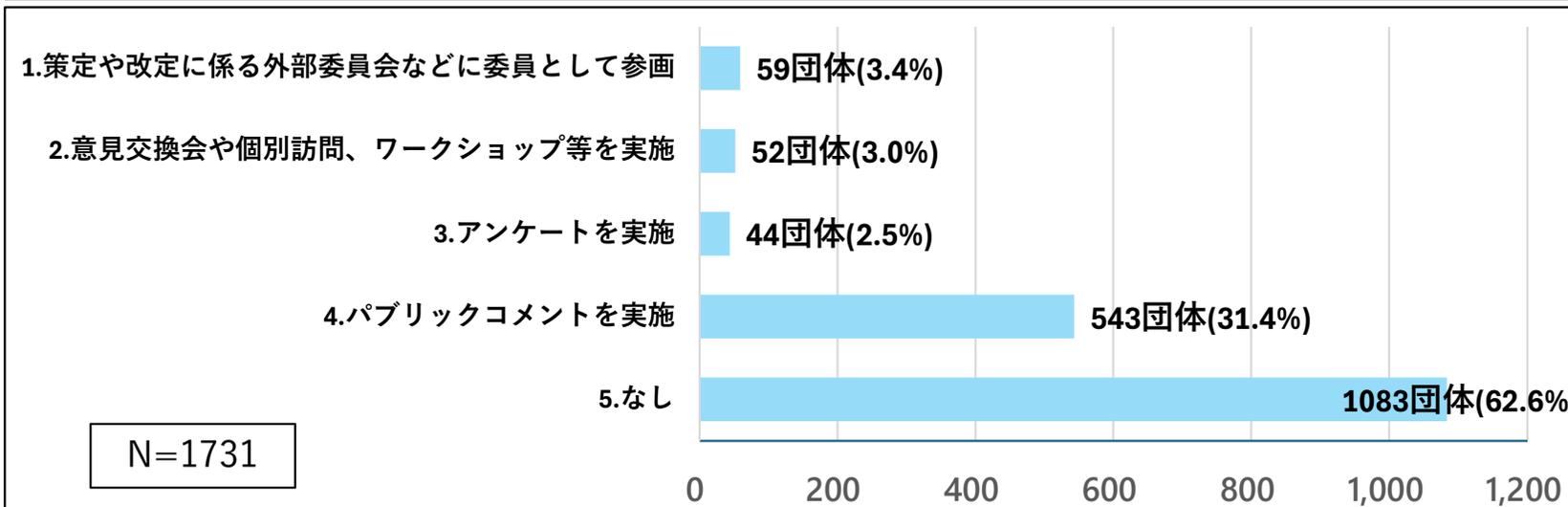
《グラフ5》 地域計画の策定・改定等の過程における地域住民等の参画状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定等の過程における地域住民や企業等の参画

<複数選択可>

《グラフ6》 地域計画の策定・改定等の過程における地域住民等の参画状況【市区町村】



設問：地域計画の策定・改定等の過程における地域住民や企業等の参画

<複数選択可>

地域計画の策定・改定過程における地域住民等の参画状況は、都道府県においては、《グラフ5》のとおり、およそ9割の団体が何らかの方法で参画を得ており、地域住民等の参画を全く得ていない団体の割合は相当に低くなっています。

採用された方法として最も多かったのはパブリックコメントで、およそ8割に当たる39団体が採用していました。次いで多かったのは外部委員会への参画で9団体が採用していました。

現時点で何も講じていない団体は、多くの団体を実施しているパブリックコメントの採用から検討を始めてみるなど、地域計画の策定・改定の過程に地域住民等が参画できる機会を増やしていくことが望ましいと考えられます。

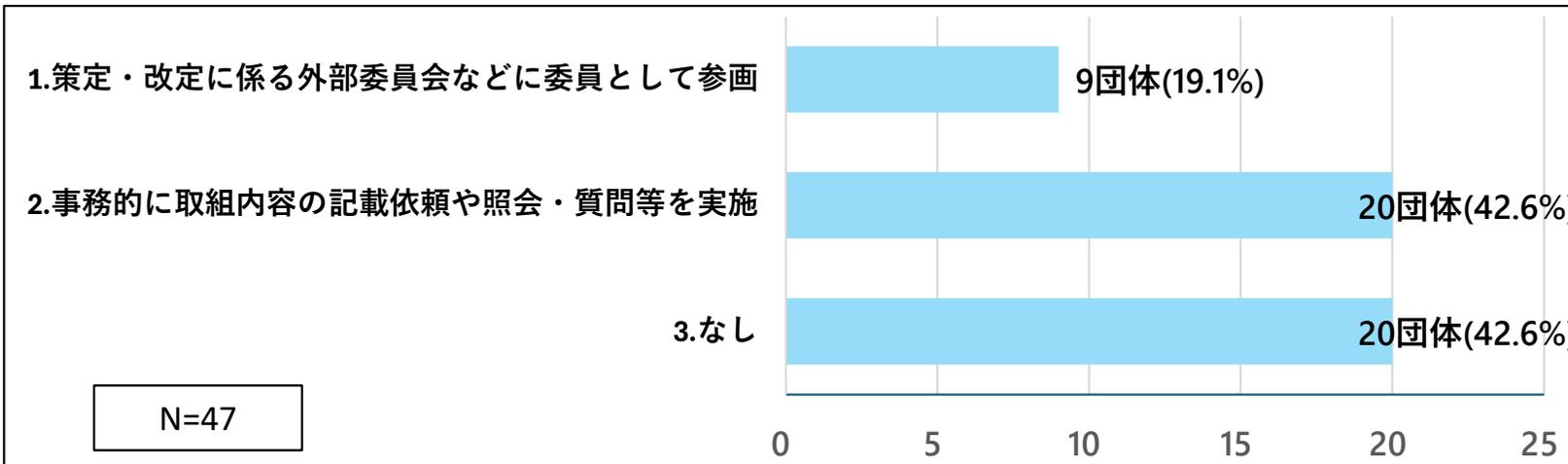
一方で、市区町村においては、《グラフ6》のとおり、何らかの方法で参画を得ている団体はおよそ4-6割に留まり、策定済み市区町村のおよそ6割に当たる1083団体では地域住民等の参画を得ていませんでした。

採用された方法としては、都道府県と同様にパブリックコメントや外部委員会への参画が多く、パブリックコメントは策定済み市区町村のおよそ3割に当たる543団体が採用していました。

また、都道府県・市区町村とも割合は低いもののアンケートを実施している団体やワークショップを実施している団体もあり、団体の規模や地域性に応じた適切な方法で地域住民等の参画を得ていくことが重要です。

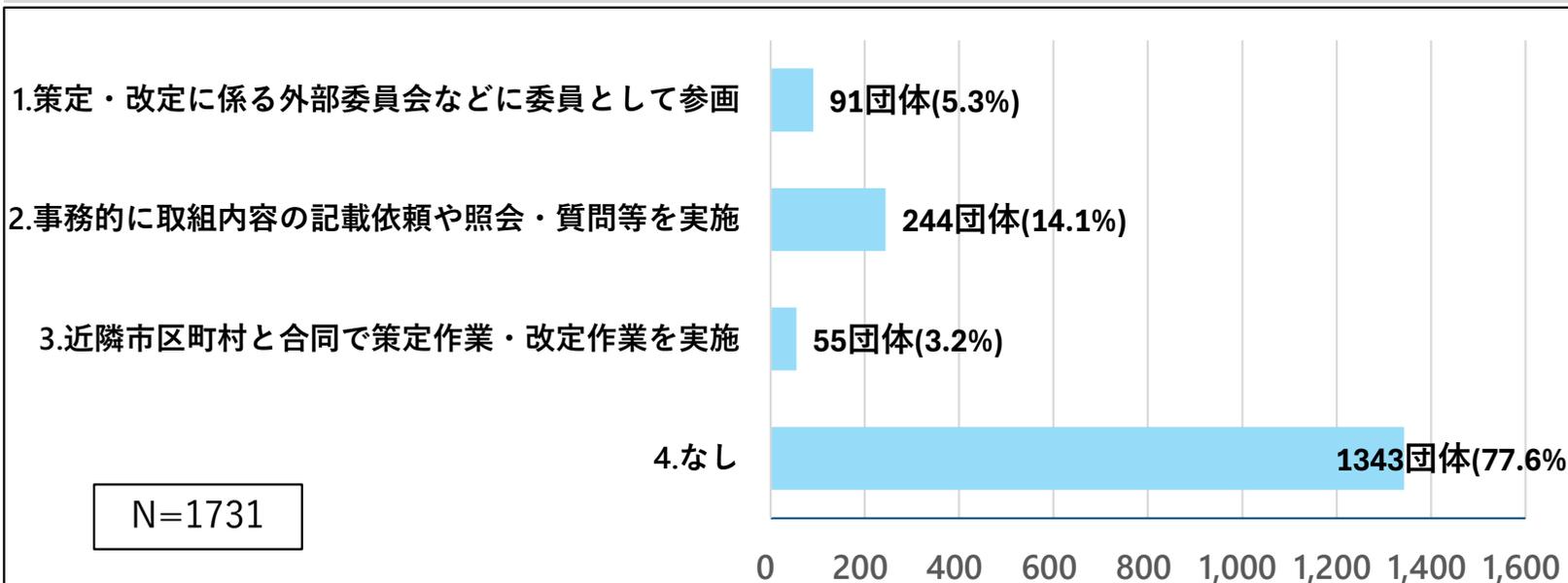
【参考】 地域計画の策定・改定等における多様な主体との連携状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ7》 他の行政機関との連携に関する状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定等の過程における国・都道府県・近隣市区町村など他の行政機関の参画
<複数選択可>

《グラフ8》 他の行政機関との連携に関する状況【市区町村】



設問：地域計画の策定・改定等の過程における国・都道府県・近隣市区町村など他の行政機関の参画
<複数選択可>

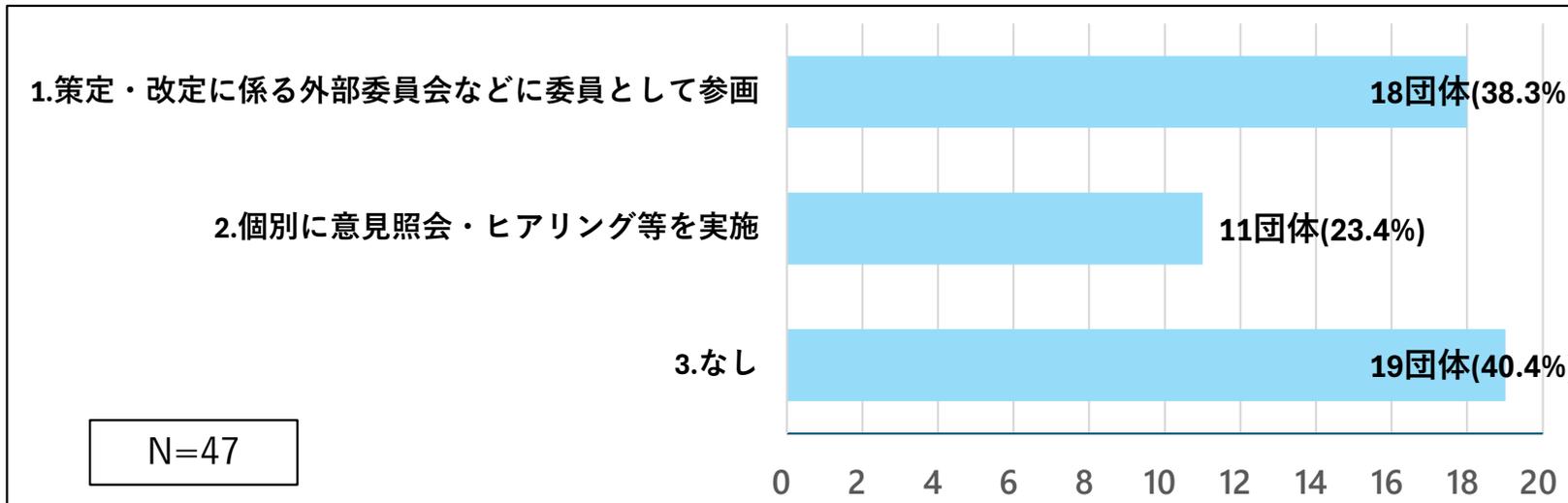
地域計画の策定・改定過程における他の行政機関の参画状況は、都道府県においては、《グラフ7》のとおり、9団体で外部委員会の委員として参画しており、20団体では事務的なやりとりが行われています。ただ、およそ4割に当たる20団体では他の行政機関の関与なく地域計画の策定・改定作業が行われています。

また、市区町村においては、《グラフ8》のとおり、8割弱に当たる1343団体で、他の行政機関の関与なく地域計画の策定・改定作業が行われています。

自地域の強靱化を図る上で、国や都道府県が行うインフラ整備や市区町村が取り組むソフト施策など、他の行政機関の取組も相互に大きな意味を持つと考えられます。ここに例示された以外の方法も含め、他の行政機関との連携を深め、地域の強靱化を進めることが望まれます。

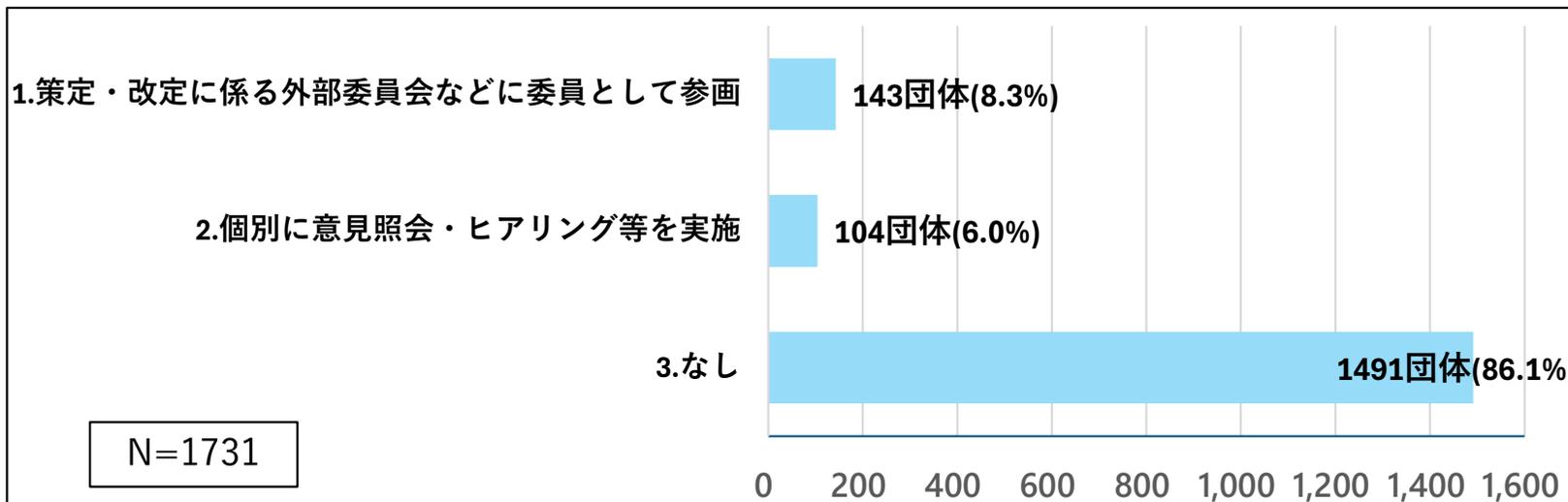
【参考】 地域計画の策定・改定等における多様な主体との連携状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ9》 有識者の参画状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定等の過程における学識経験者の参画
<複数選択可>

《グラフ10》 有識者の参画状況【市区町村】



設問：地域計画の策定・改定等の過程における学識経験者の参画
<複数選択可>

地域計画の策定・改定過程における有識者の参画状況は、都道府県においては、《グラフ9》のとおり、18団体が外部委員会の委員として参画を得ており、11団体では個別のヒアリング等を行っています。しかしながら、およそ4割に当たる19団体では有識者の参画を得ずに地域計画の策定・改定作業が行われています。

また、市区町村においては、《グラフ10》のとおり、9割弱に当たる1491団体が有識者の参画を得ずに地域計画の策定・改定作業が行われています。

自地域の強靱化を図る上で、専門的な課題に直面すること等も考えられますので、これまで有識者の参画を得てこなかった団体は、計画の改定を検討する際は有識者も巻き込んだ委員会を立ち上げてみる、ないしは個別に有識者に意見を聞いてみるなど必要に応じて有識者に参画いただき、専門的な助言を得つつ、取組を進めていくことが望ましいと考えられます。

2-1-3. 国土強靱化計画に関する手続き

国土強靱化基本法には、地域計画を定める際の意見聴取等の手続きにかかる規定はありませんが、地域計画が各地域における国土強靱化の指針として実効性を発揮するためには、様々な主体から幅広く意見を聴取し、認識の共有を図りつつ地域計画の策定を進めていくことが重要です。

特に議会は、地域住民を代表する機関であり、地方公共団体が強靱化の取組を執行する際に重要な役割を担いますので、必要な対応を講じ、執行部と議会が強靱化に関して共通の認識を持つことが重要です。団体によっては、条例により議会の議決対象計画として位置付けている場合があるほか、議会が自発的に議会常任委員会の所管事務調査として地域計画にかかる調査を行う事例も見られます。

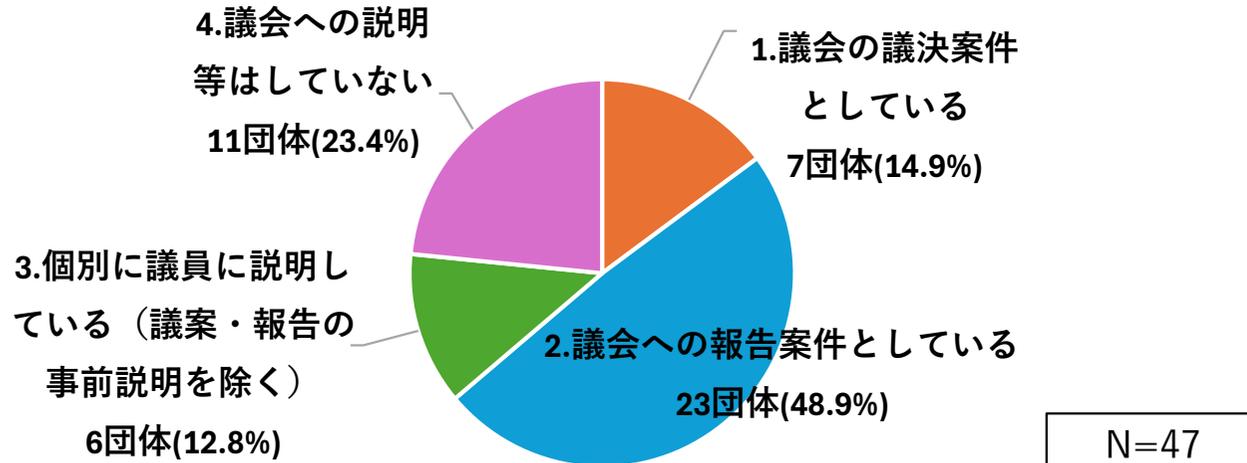
また、さまざまな主体から意見を聴くことと合わせ、地域の代表者等が出席する各種会議の場や広報誌、webサイト、SNS等を活用して、地域計画の検討状況や運用状況を積極的に情報発信することも重要です。

〔参考〕策定団体の例（計画策定時の住民や議会への意見聴取）

東京都荒川区	<ul style="list-style-type: none">• 地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年3回程度）の場を活用し、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討• 東京都及び内閣官房国土強靱化推進室と個別協議等を実施• 「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を実施• パブリックコメントを実施• 地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付
静岡県掛川市	<ul style="list-style-type: none">• 防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見聴取を実施• 市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画（案）の報告、説明を実施

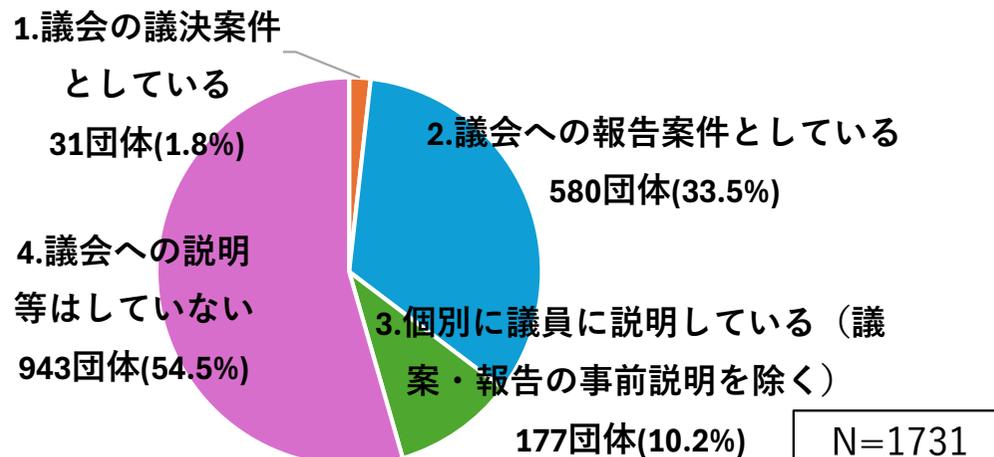
【参考】地域計画の策定・改定等における地方議会への手続きに関する状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ11》地域計画の策定・改定等における議会への対応状況【都道府県】



設問：地域計画の策定・改定等の際の議会への報告等の状況

《グラフ12》地域計画の策定・改定等における議会への対応状況【市区町村】



設問：地域計画の策定・改定等の際の議会への報告等の状況

計画策定・改定時における議会への対応状況は、都道府県においては、《グラフ11》のとおり、6割強に当たる30団体が議決または報告と議会への正式な手続きを行っており、およそ1割に当たる10団体は議員への個別説明を行っています。

市区町村においては、《グラフ12》のとおり、3割強に当たる580団体が議決または報告と議会への正式な手続きを行っており、およそ1割に当たる177団体は議員への個別説明を行っています。

地域計画の議会への説明や報告については、法令等で規定されているわけではありませんが、地域の強靱化に向けた地方公共団体の取組を着実に、円滑に、そして強力に推進するためにも、議会と共通の認識を持って進めることが望まれるため、各地方公共団体の実情に応じた対応を検討してください。

2-2. 国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方

地域の強靱化は一朝一夕に成し遂げられるわけではなく、長期間にわたって取り組んでいく必要があるものです。このため、地域計画も「一度策定したら見直すことなく、あとは推進するのみ」というのではなく、PDCAサイクルを繰り返し、より効率的・効果的に進捗が図られるよう随時見直しを行っていくことが不可欠です。

地域計画におけるPDCAサイクルのイメージは下図（次頁に全体像を参考として掲載しています。）のとおりであり、このうち計画の策定は「Plan」の部分に当たります。一般的な手順として、STEP1～STEP5を設定していますが、検討の過程で必要な場合には手前のステップに戻って見直すことも大切です。

なお、これまでに都道府県・市区町村において行われた事例を、事例編にてSTEPごとに紹介していますので、あわせて参考としてください。



参考：地域計画の内容充実に係るPDCAサイクルのイメージ

※本書（基本編）ではPlan・Do部分の説明を行っています。Check以降は内容充実編をご覧ください。

Plan

計画の策定・始動

Do

計画に基づく施策・事業等の推進

関係部署等でそれぞれ施策等を推進！
KPIやアクションプラン等を活用した
進捗管理・住民への周知等も効果的

Check

STAGE1

担当者（課）による簡易チェック

簡易チェック項目に1つ以上該当したら

2つのSTAGEで地域計画の内容充実に
必要があるか確実にチェック

STAGE2

全庁的な体制による本格チェック

Action

計画の改定作業

計画の改定時にはパブリックコメントや
議会への上程・報告等を実施すること
により、多様な主体に向け計画の内容充実
や強靱化の方針を周知・共有

簡易チェックの項目のいずれ
にも該当しなかった場合は
様子を見つつ、現行計画に
沿って強靱化を進める。

2-2-1. 「目指すべき将来の地域の姿」の設定

計画を策定するに当たって、目指すべき目標、理想となる絵姿を定めることは検討の第一歩です。地域計画の最終目標である「目指すべき将来の地域の姿」は、甚大な自然災害が発生したとしてもその被害を最小化させ、速やかに復興を行うことが可能な『「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会』が実現されることです。

この「目指すべき将来の地域の姿」は、地域の強靱化に取り組む全ての者の「共通の目標」であり、さらには、被災後の復興事業の困難さに鑑み、事前に被災後の復興まちづくりを想定し、準備するために策定する事前復興まちづくり計画の目標ともなり得るものです。

したがって、「目指すべき将来の地域の姿」は、当該地域において発生するおそれのある自然災害のリスクを踏まえ、地域の自然的・地理的特性や社会的特性（地域の強み、地域の果たすべき役割等）を反映した、できる限り具体性を持ったものとするのが重要です。

なお、ここでは検討の各ステップに入る前段階として「目指すべき将来の地域の姿」を定める旨記載していますが、地域のリスクやリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）等と一体的に検討する必要がある場合には、STEP1、STEP2等と並行して進めていくことも考えられます。

2-2-2. STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

ポイント

- ・ 「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向けて取り組む具体的な施策の検討を進めていくため、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」も念頭に置いて目標を設定する。
- ・ 長期的な目標のみならず、限られた期間内に最大限の効果を発揮するため地域計画に計画期間を定め、計画期間内における短期的・中期的な目標も立てる。
- ・ 効率的・効果的に検討を進める上では、地域計画と総合計画の策定を一体的に行うことも有効である。

地域計画において定める「目標」は、「目指すべき将来の地域の姿」の実現のために取り組まねばならない強靱化施策を具体的に検討していく上で重要な役割を果たすものであり、STEP2で実施する「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」とも整合が図られている必要があります。

国の基本計画においては、4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を定めています。これらの目標や、市区町村においては都道府県の地域計画で定められた目標も参考にしつつ、「目指すべき将来の地域の姿」を実現する上で必要となる独自の目標を具体的に定めることが重要です。

地域計画は「目指すべき将来の地域の姿」を最終目標とするものであることから、中長期的に取り組む事項が多く含まれます。その一方で、長期にわたる取組であるゆえ、計画を推進していく中で地域を取り巻く環境の変化等による新たな課題や、新たな知見を踏まえて取組内容を見直す必要もしばしば生じます。

また、災害はいつ発生するか分からないことから、強靱化の取組は常に限られた時間で最大限の効果を得られるように進める必要があります。そのため、地域計画には中長期的な目標のみならず短期的な目標を定め、当該期間内で取り組むべき具体的な事業等を明確にしてスピード感を持って取り組むことが重要です。

以上のことから、強靱化を効率的・効果的に進めるためにも、地域計画に計画期間を定めて強靱化に取り組むことが不可欠です。多くの地方公共団体では、概ね5年程度に設定されています。

なお、地域計画は国土強靱化にかかる最上位の計画であることから、地方公共団体の総合計画のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の地方創生に関する計画や立地適正化計画等のまちづくりに関する計画も、地域計画で定めた指針に沿ったものとする必要があります。それゆえ、地域計画とこれら計画の整合を図りながら計画的に災害に強いまちづくりを行う上でも、また多様な主体の参画を得て検討を行う上でも、各計画の検討を一体的に進めることが効率的・効果的と考えられます。このことから、現在地域計画と各計画の計画期間の終期がずれている場合には、次期計画改定の際に、計画期間・改定時期を合わせることもご検討ください。

【参考】国土強靱化基本計画（令和5年7月）

●「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

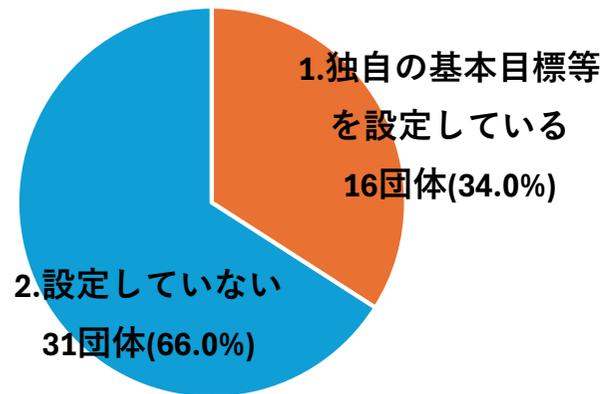
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

●「事前に備えるべき目標」

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、
交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【参考】 地域計画における独自の基本目標等の設定状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

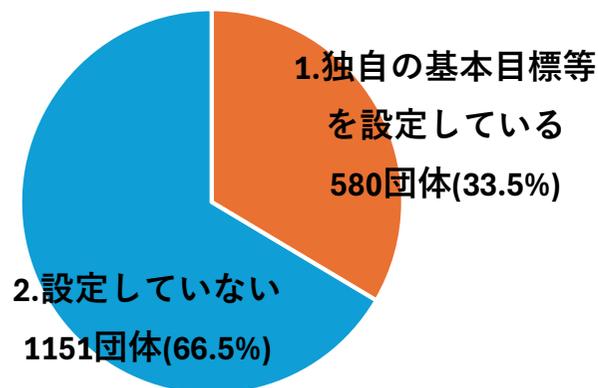
《グラフ13》 独自の基本目標等の記載状況【都道府県】



N=47

設問：国土強靱化基本計画や都道府県地域計画に記載の基本目標等とは別に、地域計画に貴団体の基本目標や「目指すべき将来の地域の姿」（地域の強靱化に取り組む全ての者の共通の目標や事前復興計画の目標）を記載していますか。

《グラフ14》 独自の基本目標等の記載状況【市区町村】



N=1731

設問：国土強靱化基本計画や都道府県地域計画に記載の基本目標等とは別に、地域計画に貴団体の基本目標や「目指すべき将来の地域の姿」（地域の強靱化に取り組む全ての者の共通の目標や事前復興計画の目標）を記載していますか。

地域計画における基本目標等の設定状況は、都道府県においては、《グラフ13》のとおり3割強の団体が設定しており、市区町村においても、《グラフ14》のとおり都道府県と同様に3割強の団体が設定しています。

各地方公共団体が、地域の特性に応じた基本目標等を示すことで、強靱化に取り組む様々な関係者が認識を共有しやすくなり、関係者相互の連携や協働が進み、地域の強靱化を図る取組が円滑に進むことが期待されます。

2-2-3. STEP2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、施策分野の設定

ポイント

- ・ 過去に経験した災害はもとより、他地域で発生した災害やその際に生じた事象や課題、教訓、さらには学術的な知見等も参考にして、リスク（自然災害）及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を定める。

想定されるリスク（自然災害）や、それぞれの地域の特性を踏まえ、以下の手順によりリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定していきます。

① 自然災害の想定

地域計画の検討において、想定するリスク（自然災害）をどのように定めるかは、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を考えていく前提として極めて重要であり、地域において発生するおそれがある災害を漏らすことなく抽出する必要があります。既に作成している地域防災計画はもとより、国の基本計画や、市区町村においては都道府県の地域計画も参考にしながら検討を進めてください。

自然災害を想定する際には、過去に発生した災害の記録が大変参考となりますが、過去の災害を上回る外力（雨量、風速、震度、波高等）の発生を検討に加える必要があることから、他地域で発生した災害や気候変動影響等の学術的な知見を参照することが有効な手段となります。

また、能登半島では令和6年1月に発生した地震の影響が残っている状態で記録的な豪雨が発生し、甚大な被害が生じました。こうしたことも踏まえ、自地域で発生し得る複合災害もリスクとして想定し、必要な強靱化施策を検討することが重要です。

② リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

国の基本計画で定めた「起きてはならない最悪の事態」（P.14参照）や、市区町村においては都道府県の地域計画に定めたリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク(自然災害)及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域特性を踏まえて、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定します。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、①で想定した自然災害から生ずる直接的な被害に限定されるものではありません。そのため、「リスク（自然災害）からリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定する」というアプローチだけでなく、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を先に想定した上で、その事態を引き起こす要因としてどのようなものが考えられるか、というアプローチで考えることも有効です。

また、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を具体的に定めることは、それを回避するために「誰が」「どのような対策」を講じていく必要があるかや、講ずべき対策の優先順位を定める上で極めて重要です。そのため、各種ハザードマップ等も参考に、可能な限り「どこ（地域、構造物等）で」「どのような被害が生じるのか」、「どの主体・組織で」「どのような事態に陥るのか」（自らの地方公共団体が災害発生直後に機能できるのかも含め、組織内外ともに対象とすること）を具体的に記載するようにしてください。

③ 施策分野の設定

②で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況も踏まえて施策分野を設定します。設定に当たっては、国の基本計画（12の個別施策分野と6の横断的分野）や、市区町村においては都道府県の地域計画、また自団体の総合計画で定めた施策分野等が参考になります。なお、施策分野の設定により、庁内の検討作業を進める際の主担当部局の決定も行いやすくなります。

部局横断的な取組は、横断的分野として設定することも有効です。国の基本計画では人材育成、研究開発等を横断的分野に定め、将来にわたって取り組むべき施策として明確にしています。

【参考】国土強靱化基本計画（令和5年7月）で設定された12の個別施策分野と6の横断的分野

〔個別施策分野〕

- ①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

〔横断的分野〕

- A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、D) 老朽化対策、E) 研究開発、F) デジタル活用

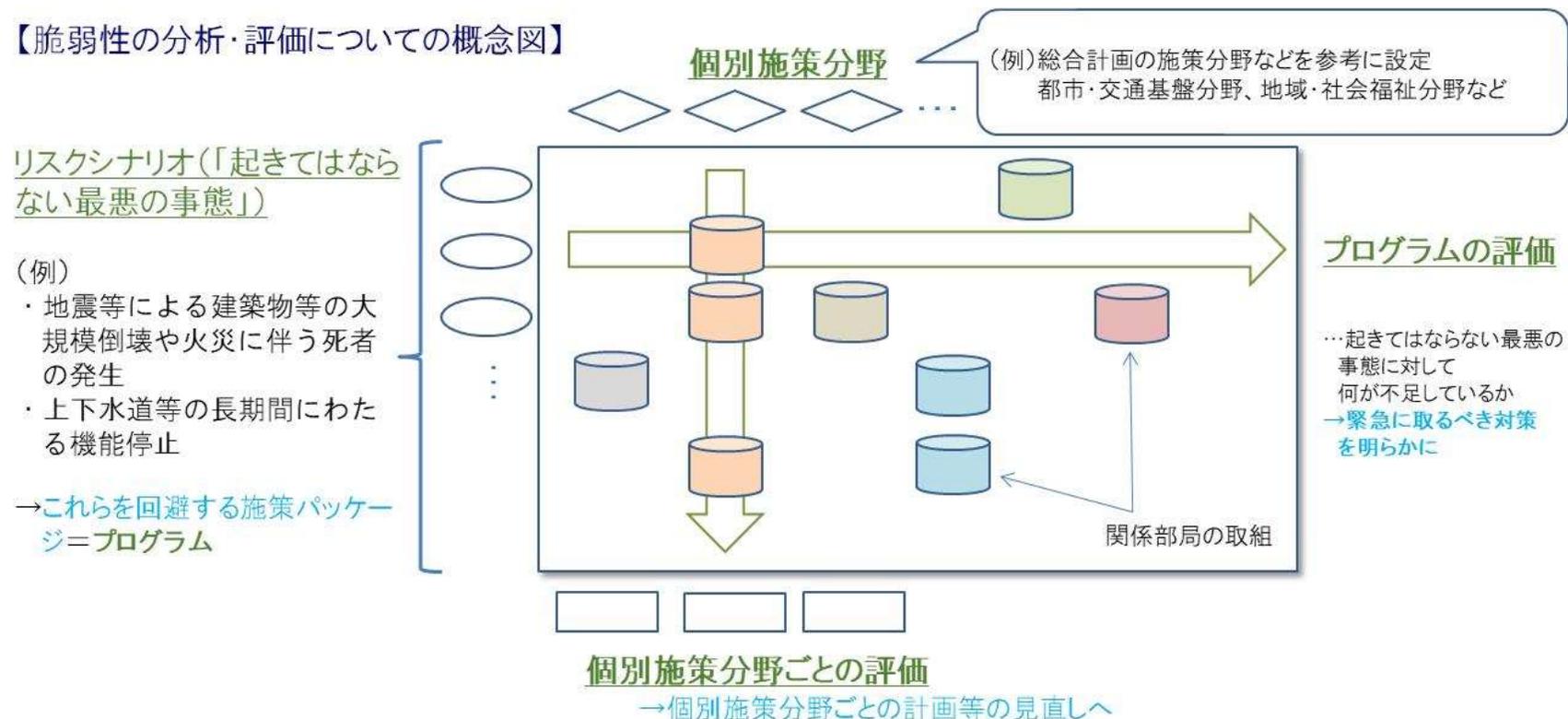
2-2-4. STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

ポイント

- ・ リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、マトリクス上に現在取り組んでいる施策を整理する。
- ・ 整理されたマトリクスをもとに、リスクシナリオを回避するために取り組むべき施策に不足するものがないか、どの施策に重点的に取り組んでいく必要があるか等を明らかにする。

脆弱性の分析・評価は、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こす要因を洗い出すものであり、地域の強靱化を進めていく上で非常に重要なプロセスです。ここでは、各リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を引き起こす要因を取り除くために必要な施策として抜け落ちているものがないか、あるいは取組が進んでおらず、早急に講ずべき施策がないか等を明確にしていきます。

【脆弱性の分析・評価についての概念図】



① マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずは、既に強靱化のために取り組まれている施策を整理するため、縦軸にリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）、横軸に個別施策分野を配置した「マトリクス」上に、既に取り組まれている施策を記載していきます。

既にある施策は、例えば、総合計画、地域防災計画、地方創生に関する計画、まちづくり計画、個別施策分野ごとの計画からの抽出等により記載していくことが考えられます。その際、強靱化を主たる目的として実施されていない施策であっても、強靱化に資するものがあることから、丁寧に確認をしていく必要があります。

(マトリクスのイメージ図)

②STEP2で設定した「個別施策分野」を入れる

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー	金融
あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
	集市街地や不特定多数による多数の死傷者の発生					
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					

①左列にSTEP1で設定した「事前に備えるべき目標」、右列にSTEP2で設定した「リスクシナリオ」を入れる

③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく

※総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策を抽出 等

「マトリクス」の作成により、個々のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対する施策を確認（見える化）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況と連携、バランスが図られているか等の確認・分析を行うことが容易となります。

また、施策を整理したマトリクスをリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに横断的に見ていくことにより、当該リスクシナリオに対して現在取り組んでいる施策群（＝プログラム）として確認することができます。

② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

それぞれのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための施策群（プログラム）及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。

その際、各施策に指標（KPI（重要業績指標）；P.87参照）を設定することにより、各プログラム・施策の目標設定や進捗状況の把握・評価が行いやすくなります。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために、地域特性に鑑みて新たに取り組むべき施策はないか、実施中の施策を加速化して取り組んでいく必要はないか等の視点から、プログラムとしての脆弱性評価を行います。

また、プログラムを構成する各施策が横断的に連携することで効果を発揮する場合があります。限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めていくためにも、地域特性に合った施策分野が設定できているか、連携して取り組むべき施策がないか、長期的な施策のみならず短期・中期の時間軸も意識した施策の検討ができているか等も確認しておくことが重要です。そのためには、各プログラムの脆弱性評価に加え、個別施策分野ごとの脆弱性評価も行う必要があります。

上記により得られた脆弱性評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次のSTEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。その際、市区町村においては、都道府県の脆弱性評価結果が参考になる場合があります。

なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことが考えられますが、改めて個別インフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（資料編P.24参照）にご相談ください。

また、脆弱性の分析・評価は、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な視点に立つて行う必要がある場合も考えられます。その場合、周辺の地方公共団体や国・都道府県の関係機関との間で問題意識を共有し、リスクへの対応方策の検討に当たって十分連携・協力を図る必要があります。

〔参考〕マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1...	〇〇〇〇…					
		情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定
		××××…					
	5...	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
		△△△△…					
	6...	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		快適な道路環境の確保
	□□□□…						

②マトリクスを読み解く

上記のマトリクスを丁寧に見ていくと、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気がきます。この気付きのフェーズがとても重要です。

【イメージ】		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・環境分野	交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	○○○○…						施策が全くない リスクが存在 している!
	1.・・・ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	防災教育が含まれていない!	教育活動の充実	水位周知河川の指定		
	××××…						
	5.・・・ サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保		民間企業のBCP策定が必要では?	人材育成を通じた産業の体質強化	漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
	△△△△…						
	6.・・・ 地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定	道路整備は防災の観点も必要では?	快適な道路環境の確保	
□□□□…							

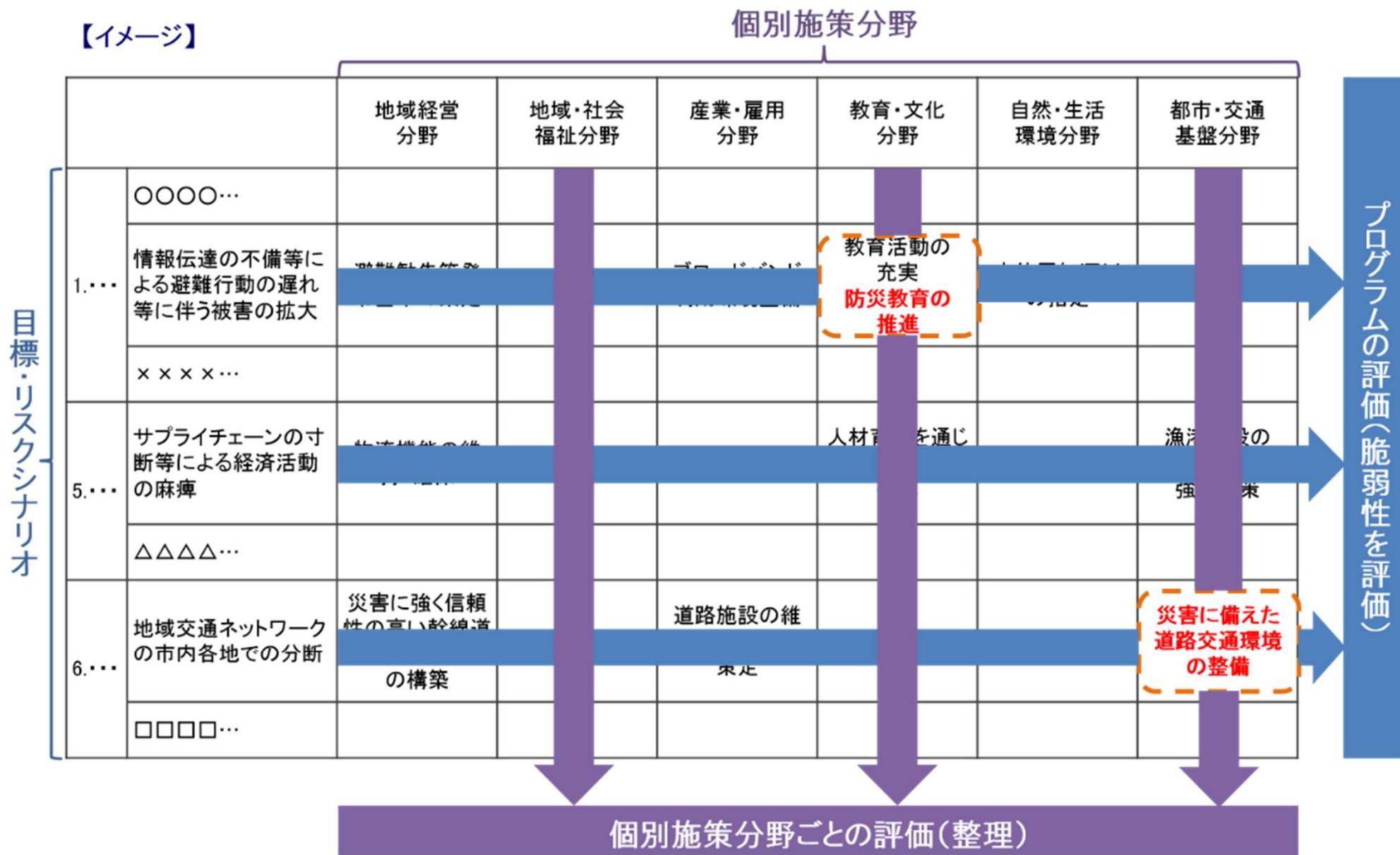
③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気付きをもとに、庁内会議などで現状を確認していきます。国土強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども国土強靱化に役立ちそうな施策などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。

【イメージ】		個別施策分野					
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・環境分野	交通基盤分野
目標・リスクシナリオ	1.○○○○…						
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定	防災教育が含まれていない! →「防災教育の推進」を追加	教育活動の充実 防災教育の推進	水位周知河川の指定		
	××××…						
	5.サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保	民間企業のBCP策定が必要では？	人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策	
	△△△△…						
	6.地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定		災害に備えた道路交通環境の整備	
□□□□…				道路整備は防災の観点も必要では？ →強靱化の効果（位置づけ）も確認			

④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとに
 ついては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。



2-2-5. STEP4 リスクへの対応方策の検討

ポイント

- ・「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な施策をハード・ソフト両面から洗い出す。
- ・施策の抽出は、自らが行うものだけでなく、国や都道府県が実施するものや、住民・企業が主体となって取り組むものも含めて網羅的に行う。
- ・住民・企業や関係機関と十分連携・協働を図りながら検討を進める。

STEP3において行った、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために取り組むべき、あるいは加速化すべき施策の整理結果に基づき、今後取組を進める施策を洗い出していきます。

このステップでは、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な施策をハード・ソフトに関わらず網羅的に抽出していくものであり、現在既に取り組んでいる施策のみならず、将来着手する予定のものも含めて検討する必要があります。

また、自団体が実施するものだけでなく、住民や民間企業等が主体的に取り組むべきもの、国・都道府県が実施するものなど全てを、対応方策（推進方針）として記載していきます。

一般に、ハード整備には長期間を要するものも多いため、それらの整備が完了するまでの間は、当該ハード施策を補完するソフト施策の重要性がより一層大きくなります。そのため、施策の抽出に当たっては、強靱化の最終目標である「目指すべき将来の地域の姿」のみならず、その途中段階も考慮に入れて、ハード・ソフト両面から、講ずべき施策の検討を行うことが重要です（必要な場合にはSTEP5（最優先で行うべき施策の設定）からフィードバックを行ってください。）。

強靱化の取組は、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な観点に立つて行うものであることから、地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災、国土強靱化を直接の目的としない分野についても十分考慮するようにしてください。

上述のとおり、対応方策（推進方針）に記載すべき取組は、自らの団体だけで行えるものではなく、また隣接する地方公共団体と連携して実施する必要がある、あるいは連携して取り組むことが効率的・効果的なものもあります（行政機能のバックアップ等）。

このため、検討に当たっては、庁内各部局の連携はもとより、地域住民・企業や国・都道府県・隣接市区町村などの関係行政機関と十分連携・協働を図りながら進めていくことが不可欠です。

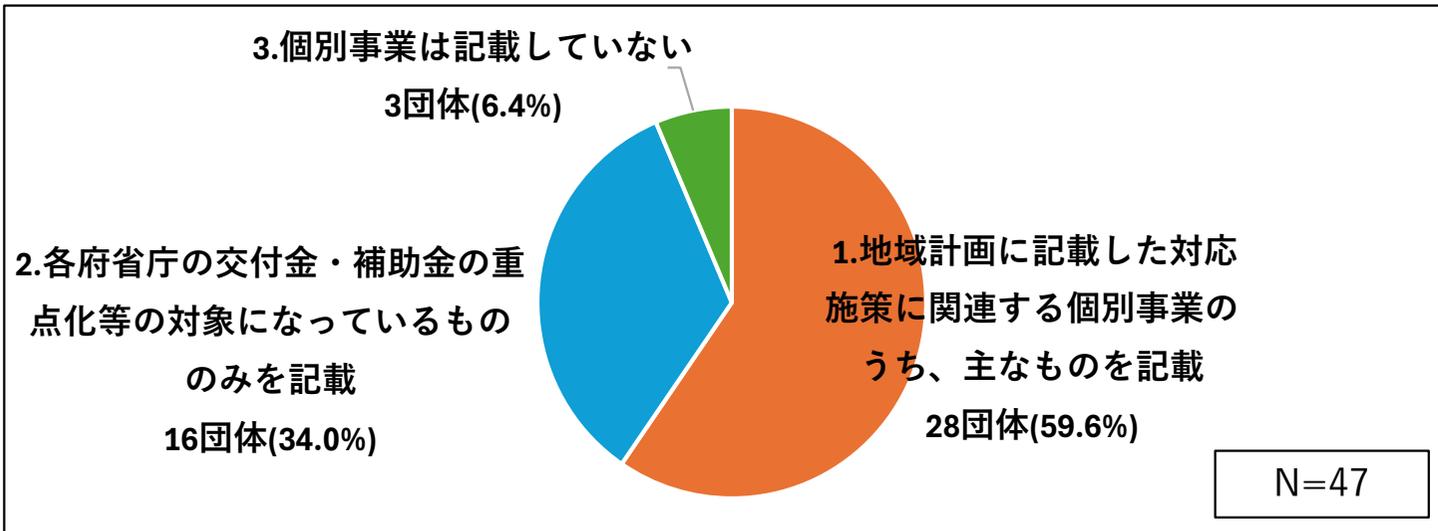
なお、広域的かつ甚大な災害が発生した場合には近隣の市区町村も同様の被害を受ける可能性が高いことから、異なる地方に存する市区町村と災害時の相互応援等に関する協定を締結しておくなど、平時からの連携・協力関係を築いておくことも有効です。

(完成イメージ)

【イメージ】		個別施策分野						評価	対応策
		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野		
目標・リスクシナリオ	1.○○○○…							脆弱性の評価	対応方策の検討
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定			
	××××…								
	5.サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策		
	△△△△…								
	6.地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備		
□□□□…									
評価		個別施策分野ごとの評価							

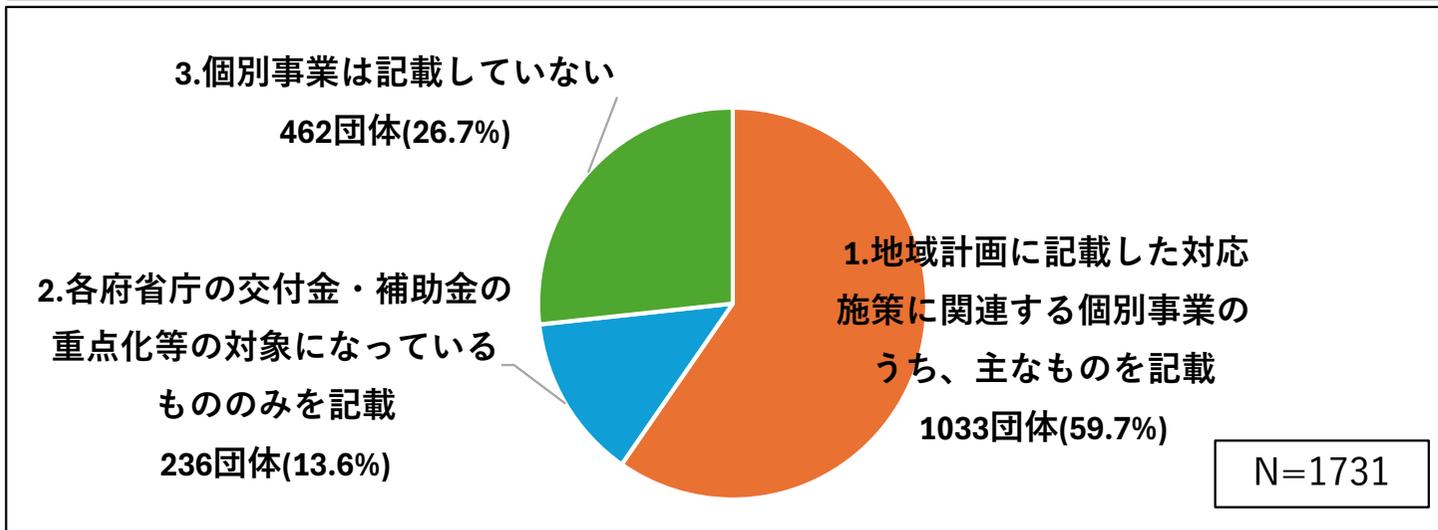
【参考】地域計画における個別事業の記載状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ15》地域計画における個別事業の記載状況【都道府県】



設問：現行の地域計画における個別事業の記載範囲の考え方

《グラフ16》地域計画における個別事業の記載状況【市区町村】



設問：現行の地域計画における個別事業の記載範囲の考え方

地域計画における個別事業の記載状況は、《グラフ15》、《グラフ16》のとおり、都道府県・市区町村ともに、およそ6割が主な個別事業を記載しているものの、残る4割は交付金・補助金の重点化等の対象事業のみの記載や、全く記載がない状況でした。

地域の強靱化を進めるためには、行政の取組だけではなく、地域住民や企業等の様々な関係者と連携して取組を進める必要があります。地域計画に個別事業を具体的に記載することで、強靱化に取り組む様々な関係者が個々の事業への理解を深めることが期待でき、関係者の積極的な参画を促すことにつながります。

2-2-6. STEP5 対応方策の重点化・優先順位付け

ポイント

- ・ 限りある期間、投資額等の中で最大限の効果を得るため、プログラムや施策の重点化・優先順位付けを行う。
- ・ 住民・企業等と連携して強靱化を効果的に進めるためにも、各施策について「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを具体的に計画に位置付ける。

「目指すべき将来の姿」の実現まで長期間を要する地域の強靱化において、いつ発生するか分からない災害に対して、限りのある期間、投資額等の中で最大限の効果を得るためには、それぞれのプログラムや施策について重点化・優先順位付けを行い、短期的・中期的・長期的にどの事業等に取り組んでいくかを定めていく必要があります。

優先度の検討は、それぞれの地域が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急度等を考慮し、できるだけ客観性を確保しながら進めていくことが重要です。

総合的な視点に立って計画的に強靱化の取組を進めていくに当たっては、STEP4で記載したように、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に必要な事業等を列挙し、それぞれの事業に要する事業費、事業期間等をできる限り具体的に把握します。これにより、個々の事業に優先順位を付け、「いつ実施するか」という計画を立てることも可能となります。

また、地域住民や企業等と地域計画の議論・検討を進める際にも、個別具体の事業名、内容等を列挙し、「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」行い、何年後に強靱化がどこまで進むのかを、図面等も用いながら明確にすることは重要です。これにより、地域住民や企業等が主体的な役割を担うソフト施策についても、総花的なものではなく、具体的にどの取組に力点を置いていかなければならないかが明らかとなってきます。

なお、上記を進める上では、近年発展が目覚ましいデジタル関連技術を活用することも有用です。各々の強靱化施策には、自ずと個別具体の実施場所・時期・内容といった情報がありますが、これをGIS上で表現可能な位置情報として保存・管理することで、強靱化に取り組む全ての主体にとってビジュアルに分かりやすく情報共有することが可能になります。これにより、施策の進捗管理が容易になったり、優先すべき箇所が明確になったり、それらを対外的にPRすることにも役立つものと考えられます。

国や他の地方公共団体等の他機関との連携を図る上では、早い段階から目標時期を共有しておくことにより、各機関が行う個別事業の実施計画の検討・立案が円滑に進められ、効率的・効果的な事業実施につながります。そのため、中長期的に取り組む事業に関しても、できるだけ実施時期を明確にしておくことが有効です。

地域計画に基づき実施される取組に対する支援として、関係各府省庁では多数の交付金・補助金を用意しており、地域の強靱化を強力に進めるためには、これらの交付金等を活用することが有効です。これらの交付金等は、国土強靱化のために有効活用されることを目的として予算化されており、地域計画の策定を交付要件とするものや、地域計画に基づく事業又は明記された事業について優先採択や重点配分などの重点化措置を行うものなど、交付に当たって条件が設けられている場合があります。地域計画に明記された事業に対して重点化等が行われている交付金等を活用する場合には、次の記載イメージのように、地域計画に事業内容を明記する必要があります。

〔参考〕 個別の事業の実施内容の記載イメージ

①地域計画に記載する場合（別表等とする場合を含む）

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	現況	5年後(2028年)の状況
〇〇川河川改修事業	〇〇～〇〇間	〇km	2019～2029	〇億円	県	約50%	約80%
〇〇地区ため池改修	〇〇市〇〇	1か所	2023～2028	〇億円	市	0%	100%
県道〇〇バイパス道路	〇〇～〇〇間	〇km	2017～2033	〇億円	県	約30%	約60%
〇〇中学校防災対策	〇〇中学校	〇か所	2022～2026	〇億円	市	0%	100%
当該地域の強靱化に必要な事業費合計 約〇億円（うち、5年後（2028年）まで〇億円）							

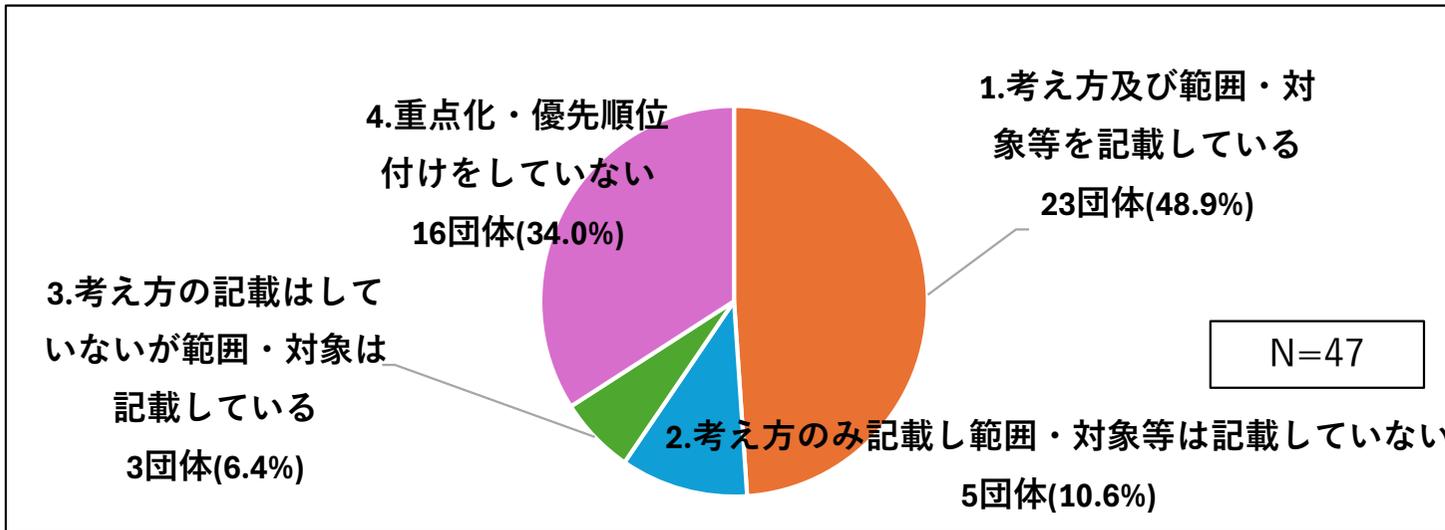
②地域計画で自団体の他の計画等を参照する場合

水産基盤整備事業 : ●●事業計画のP.〇～〇参照

児童養護施設耐震化事業 : ●●事業計画のP.〇～〇の表〇参照 等

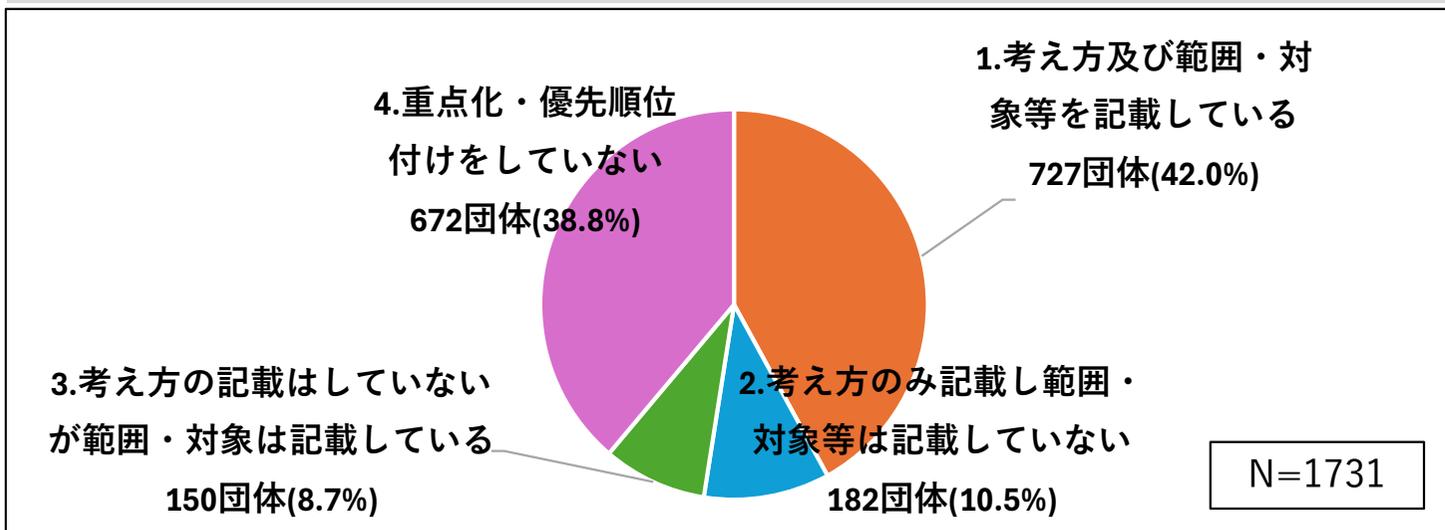
【参考】地域計画における施策等の重点化・優先順位の記載状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ17》地域計画における施策の重点化等の記載状況【都道府県】



設問：対応施策や個別事業について、地域計画に重点化・優先順位付けの考え方及びその範囲・対象等を記載していますか。

《グラフ18》地域計画における施策の重点化等の記載状況【市区町村】



設問：対応施策や個別事業について、地域計画に重点化・優先順位付けの考え方及びその範囲・対象等を記載していますか。

地域計画における施策等の重点化・優先順位の記載状況は、《グラフ17》、《グラフ18》のとおり、都道府県・市区町村ともに、半数強が施策等の重点化や優先順位を記載しているものの、半数弱は記載していない状況でした。限られた期間や投資額の中で地域の強靱化を効果的に進めるためには、強靱化に取り組む様々な関係者間で、優先順位が高い施策はどれなのか、また、どの施策が重点施策なのかなどについて共通認識を持つことが重要です。

2-2-7. KPIの設定

ポイント

- それぞれの対応方策についてKPI（重要業績指標）を設定し、定期的に進捗管理を行う。
- 計画に明記している個別事業についても、できるだけ進捗度を数値化して示すことにより、強靱化の取組の進捗をより詳細に把握することが可能となる。

強靱化を効率的・効果的に進めるに当たっては、短期的・中期的・長期的な目標を定め、具体的な計画（スケジュール）を立てて取り組むことが重要ですが、それに当たり、進捗度を定量的に把握するためには、指標を設定する必要があります。

指標設定の基本的な考え方として、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに、それを回避するためのプログラムを構成する施策のうち主要なものを選定する「KPI（重要業績指標）」があります。

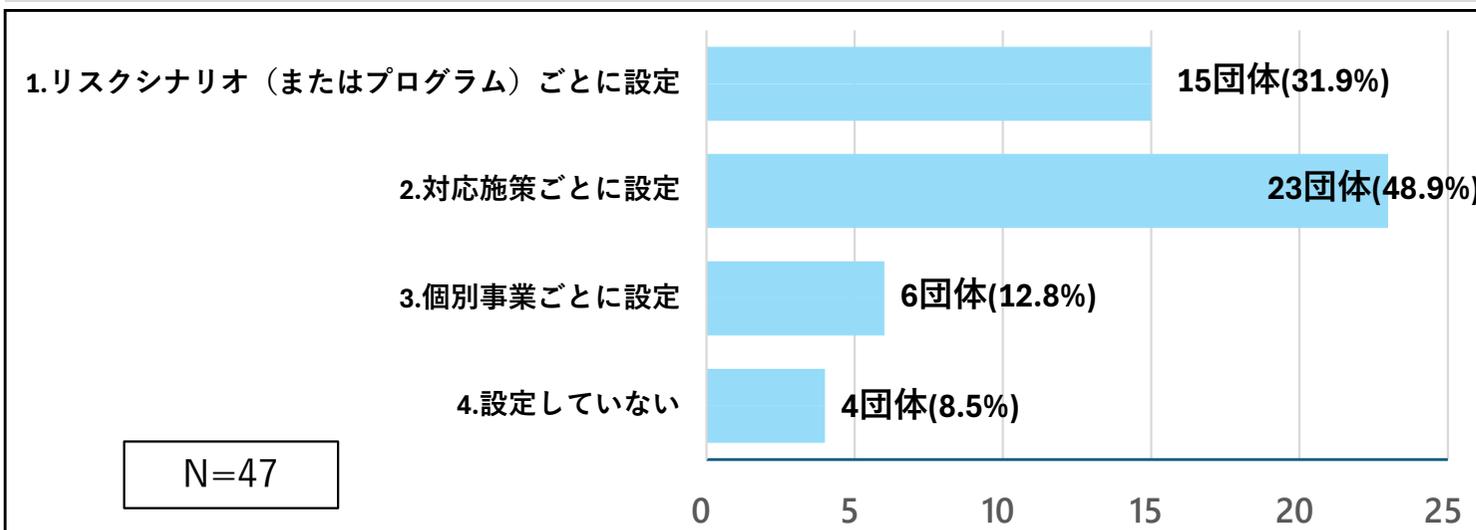
KPIは、地方公共団体自らの進捗管理のみならず、地域住民など強靱化に関わる全ての主体が、強靱化が着実に進んでいるかどうかを認識しやすくする上でも重要な役割を果たすことから、プログラムをイメージしやすい代表施策に対して定めることに留意する必要があります。加えて、国と地域の連携を意識し、国土強靱化基本計画や実施中期計画の内容も踏まえつつ、地域の特性・実情に応じて重点化する施策を絞り込んでKPIの設定にかかることも重要です。

また、STEP5で記載したように、個々の事業をいつ実施するのかを明確にしている場合には、各事業の進捗度を示す現状値と毎年度の目標値を一覧表等に整理して示すことにより、強靱化の取組がどの程度進んでいるか、どの取組を改善していく必要があるのか等をより詳細に把握することができるため有効です。

なお、地域計画へのKPIの記載は、現状値と計画期間内の毎年度の目標値という形で短期的な目標が示されているものが多いですが、長期にわたって取り組む施策に関しては、短期的な目標のみならず、中長期的な目標値もあわせて示すことで、地域住民等との認識共有や協働を促すことが期待され、ソフト施策等を効果的に推進していくのにも役立ちます。

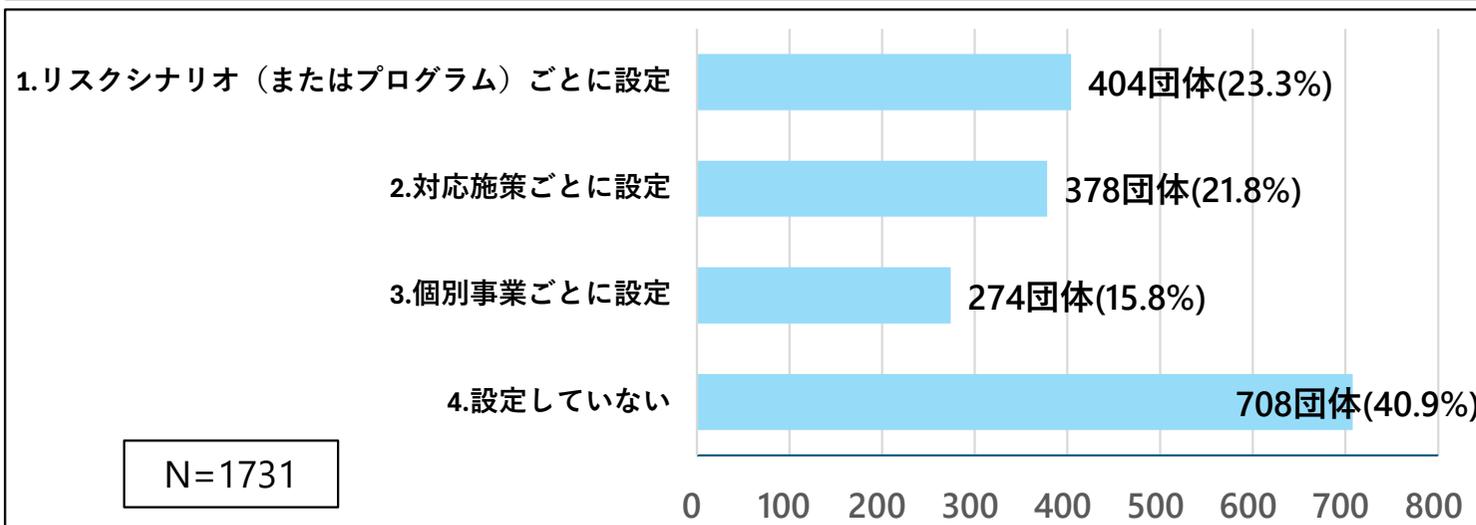
【参考】 地域計画に位置付けた取組に係るKPIの設定状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ19》 KPIの設定状況【都道府県】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理のための指標値（KPI）の設定状況を選択してください。
<複数回答可>

《グラフ20》 KPIの設定状況【市区町村】



設問：地域計画の取組に関する進捗管理のための指標値（KPI）の設定状況を選択してください。
<複数回答可>

地域計画に位置付けた取組に係るKPIの設定状況は、都道府県においては、《グラフ19》のとおり、43団体と9割以上が何らかの形で設定しており、全く設定していない団体は4団体のみでした。

一方、市区町村においては、《グラフ20》のとおり、およそ4割に当たる708団体が全く設定していない状況でした。

地域計画に位置付けた取組を着実に進めるためにも、またPDCAサイクルにより計画の見直しを図り、より効果的に取組を進めるためにも、進捗状況の把握は重要であり、適切な単位でKPIを設定することが望まれます。

現時点では多くの団体がKPIの設定をしていますが、全く設定していない団体におかれては、個別事業単位での細かい設定は難しくとも、自団体が設定しやすい単位でKPIを設定することを検討してください。

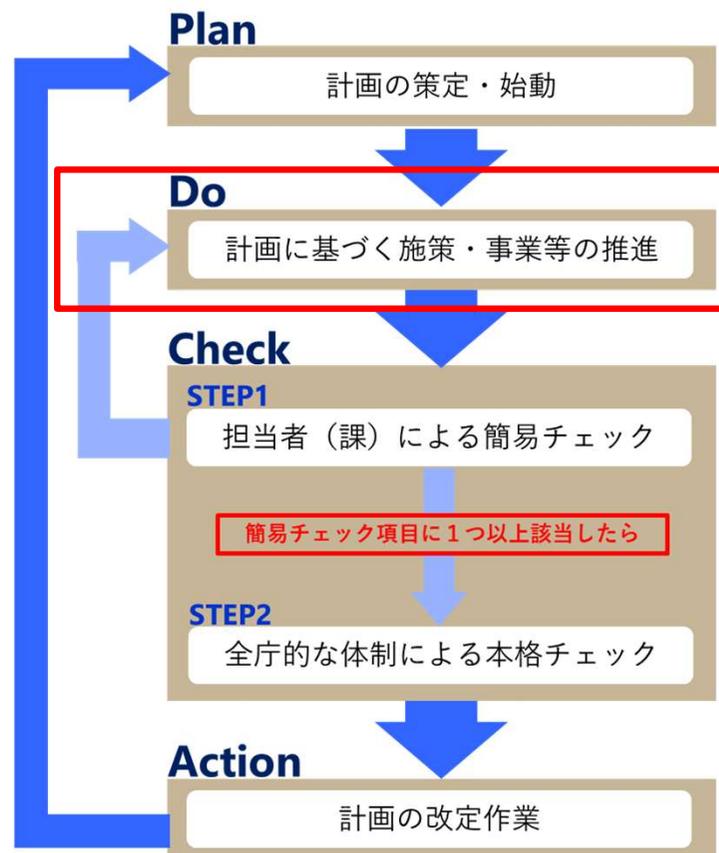
なお、既にKPIを設定している場合でも、計画の改定に際しては既存のKPIが指標として適切に機能するものであるか、あらためて見直すことも重要です。

3. 計画の推進

これまでも記載してきたように、地域計画は、「目指すべき将来の地域の姿」の実現に向け、地域の強靱化を総合的・計画的に進めるために策定するものです。一方で、その達成には長い年月を要することから、地域計画を「一度策定したら終わり」ではなく、計画を推進していく中で生じた課題や新たな知見等を踏まえ、PDCAサイクルを繰り返すことにより、強靱化の取組のさらなる充実に努めていくことが極めて重要です。

2. 地域計画の策定では、地域計画が強力なエンジンとなって強靱化の推進に力を発揮できるよう、地域計画の策定作業（Plan）を進めるに当たって重要となるポイント等を、各検討段階等に分けて記載してきました。

本章では、PDCAサイクルのうち、地域計画に基づく取組の実行・推進（Do）において留意する必要がある事項について記載しています。



3-1. 推進体制の構築

地域計画に基づく取組は、「いつ」「誰が」「どこで」「何を」実施するかを明らかにした上で、それぞれの主体が責任を持って実施していくことが基本となります。

しかしながら、強靱化の取組主体は地域住民や企業等も含めて様々であり、さらにプログラムを構成する複数の施策の相乗効果により強靱化が発揮される場合も多いことから、庁内各部局の体制はもとより、各主体が連携を図りながら強靱化を推進する体制を構築しておくことが重要です。

そのためには、計画の推進に当たっても、計画策定時に構築した庁内の体制や、強靱化に取り組む様々な主体や有識者が参画する外部委員会等の組織を活用することが効率的であり、これにより計画の策定から推進への取組の連続性も確保しやすくなります。

また、地域住民や企業等と連携した具体的な取組として、個別に協定を締結したり、定期的に合同訓練を実施したりすることも有効です。

〔参考〕策定団体の例（民間事業者との防災協定の締結）

- 熊本県八代市は、株式会社肥後銀行を含め21事業者と「防災井戸の利活用に関する協定」を締結しています。

協定締結の経緯	熊本地震の際の断水の経験から、発災時の生活用水確保に備えるため
平時の取組	防災井戸が有事の際にすぐに使用できるよう、月に一度、各設置場所において水の色や臭い等、不具合がないか点検を実施
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 発災時の地域の給水拠点として住民に開放・ 断水が生じた際、地域住民が持ち込んだ容器に、生活用水として井戸水を提供  <p>駐車場等、銀行の敷地内に設置</p>
地域計画への記載方法	推進方針の主な取組において、民間事業者との連携推進を以下のように記載。 “市内事業所との防災井戸に係る協定締結”

- 山形県山形市は、株式会社ヤマコンが所属する山形県コンクリート圧送協会及び山形中央生コンクリート協同組合と共同で「災害時における消防活動応援に関する防災協定」を締結しています。

協定締結の経緯	<p>上記組合から、東日本大震災原発事故や糸魚川の大規模火災においてコンクリートミキサー車等による消防活動業務が有効であったことから、大規模火災等の災害が発生した場合の消防活動への支援の申し出を受け、災害時の円滑な消防活動の推進と災害対策の充実強化を図るため平成29年7月27日に協定を締結。</p>
平時の取組	<p>毎年防災の日に開催する合同訓練に参加し、地域の方や他団体と交流を深めるとともに、コンクリートポンプ車が消火活動等に対応できることを広く紹介</p> <div data-bbox="1453 517 2051 790" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">防災訓練において放水する コンクリートポンプ車</p>
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等により消火栓が使用できなくなった場合における貯水槽への給水や消防車との協力による消火活動の実施 ・コンクリートポンプ車は吸引も可能なことから、豪雨時の排水活動にも貢献
地域計画への記載方法	<p>「施策分野ごとの施策推進方針」において、民間事業者との連携強化を以下のように記載。</p> <p>“災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。”</p>

3-2. 広報・普及啓発の実施

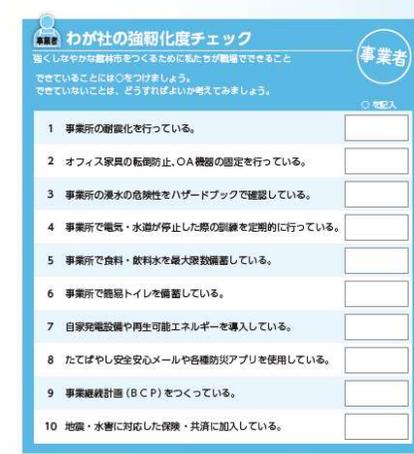
強靱化の取組には、行政のみならず地域住民や企業等の主体的な参画が不可欠であり、そのために何よりも重要なのは、地域住民の一人ひとりが強靱化の必要性を認識し、自分事として捉えられるようにすることです。

2-1-2. 地域の強靱化を担う多様な主体との連携・協働でも記載したとおり、地域計画の検討を進める段階から地域住民や企業等の幅広い参画を得ることが大切ですが、これに加えて、計画策定後においても、地域の様々な主体に対して強靱化の必要性・重要性について継続的に意識付けを行い、積極的な取組を促すためにも、普及啓発に取り組んでいく必要があります。

普及啓発の方法は、地域計画の内容に関する説明会の開催や地域計画の概要版・パンフレットの配布など、主に計画策定を受けて取り組むものに加え、強靱化として取り組んでいる内容を、地方公共団体の広報やSNS等を用いて定期的・継続的に情報発信することも有効です。また、強靱化の施策が効果を発揮した事例を、災害発生後等の人々の関心が高い時機に行うことも有効ですので、過去の災害との比較データ等を日頃から準備しておくことも重要です。

〔参考〕策定団体の例（地域への周知）

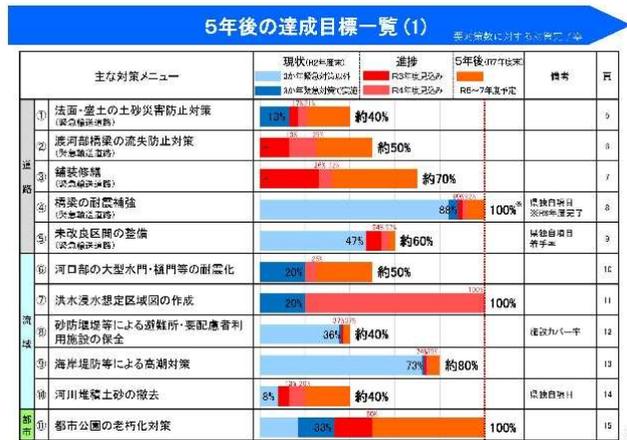
群馬県館林市では、市民・事業者の理解を深めるため、「市民・事業者と共に進める館林市強靱化計画概要版リーフレット」を作成し、全戸配布しています。



〔参考〕策定団体の例（地域への周知）

三重県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」で取り組んでいる道路、河川、下水道等にかかる18の対策について、「5か年の達成目標」として、令和7年度までの進捗見込みとともに、毎年度の進捗状況やそれによる効果等を取りまとめ、webサイトに掲載しています。

「5年後の達成目標」では、「災害リスク」や「対策例」を写真や図を用いるとともに、進捗状況はグラフを用いて分かりやすく示されています。



災害リスク
道路の法面や盛土において、急な勾配、水を含むと強度が低下しやすい地盤、高層で湧水の発生、小規模な亀裂が存在するなど、豪雨時に顕著するリスクがある箇所が、緊急輸送道路で149箇所確認されています。

対策例
 ① 法施工：斜面をコンクリート製の枠で固定して崩落を防止
 ② 落石防護柵工：斜面をネット等で覆うことにより落石による被害を防止
 ③ 落石防護柵工：道路脇等に柵を設置し、落下する石を受け止めることで被害を防止

5年後の達成目標
 完了率
 現状 13% (19箇所)
 令和3年度見込み 17% (25箇所)
 令和4年度見込み 25% (37箇所)
 5年後 約40% (約60箇所)

要対策 149箇所

参考：令和3年3月現在の対策完了箇所数(19箇所)
 ① 法工を完了した19箇所(高尾川)
 ※ 平成30年度に実施した測量ソフトの設置等の結果により、対策対象箇所に変更が生じた箇所は含まれていません。

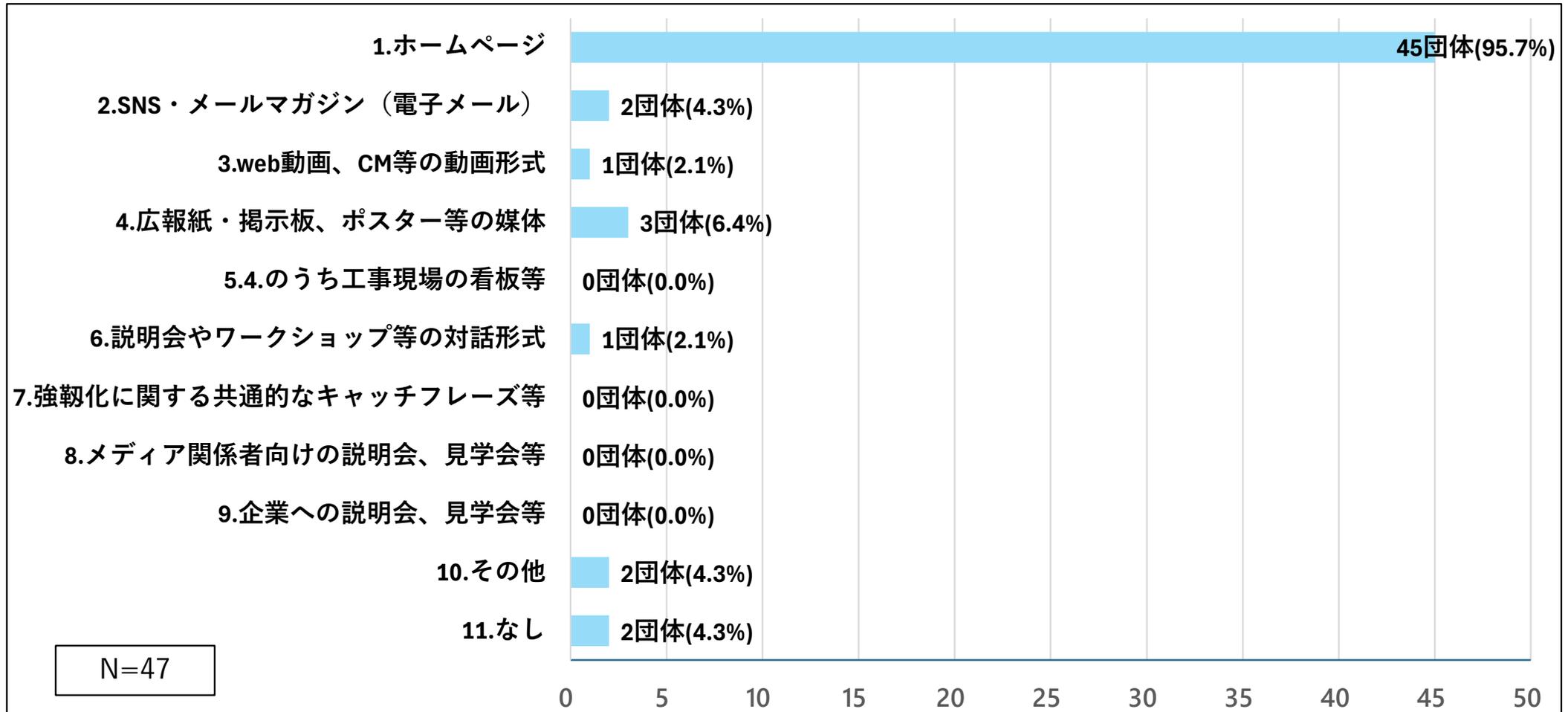
＜主な実施箇所：令和4年度(令和3年度1月時点)＞
 ○ 一般国道149号(松阪市)法施工
 ○ 一般国道422号(大分市)落石防護柵工
 ○ 一般国道308号(仁徳町)法施工

また、防災・減災、国土強靱化のための対策を行っている現場において、対策の目的や効果等を分かりやすく伝えるため、広報用の看板を設置しているほか、SNSも活用して情報発信を行うなど、積極的な広報活動を展開しています。



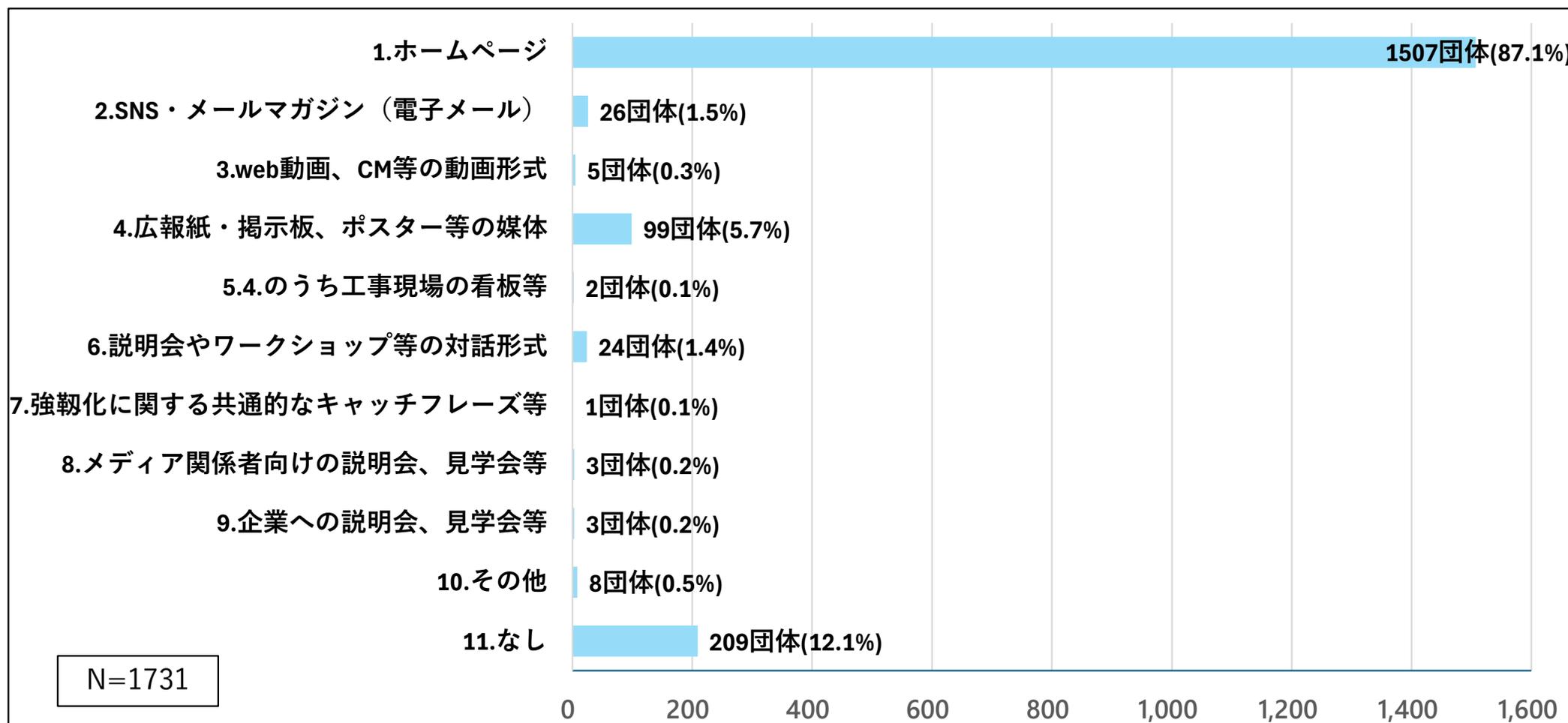
【参考】地域計画や強靱化の取組に係る広報・普及啓発の実施状況（令和7年度国土強靱化地域計画の策定・改定状況等に関するフォローアップ調査の結果より）

《グラフ21》地域計画等の広報・普及啓発の実施状況【都道府県】



設問：地域計画や地域の強靱化の取組状況の住民等への周知・情報発信について、その手段を令和4年度以降の実績に基づき選択してください。＜複数選択可＞

《グラフ22》 地域計画等の広報・普及啓発の実施状況【市区町村】



設問：地域計画や地域の強靱化の取組状況の住民等への周知・情報発信について、その手段を令和4年度以降の実績に基づき選択してください。＜複数選択可＞

地域計画や強靱化の取組に係る広報・普及啓発の実施状況は、都道府県においては、《グラフ21》のとおり、45団体とほぼ全ての団体がwebサイトを用いていることが分かりました。webサイトに掲載している情報を見てみると、地域計画そのものだけでなく、概要版、策定・改定の過程、個別事業の一覧、進捗状況を掲載している団体が多く見受けられました。

市区町村においても、《グラフ22》のとおり、およそ9割に当たる1507団体がwebサイトを用いていました。また、割合としてはわずかなものの、広報誌・掲示板、ポスター等の紙媒体の他、SNS・メールマガジン、説明会やワークショップ等の対話形式などを活用している団体もあり、地域住民との距離感がうかがえる結果となりました。

行政としての説明責任を果たすためにも、また、地域において国土強靱化の浸透を図るためにも、そして、地域住民や企業といった様々な主体の参画を促すためにも、それぞれの地方公共団体において工夫を凝らし、積極的な広報・普及啓発活動が行われることが望まれます。